

第十九回国会
衆議院

文部委員會議録 第十一号

昭和二十九年三月一日(月曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事 相川 勝六君 理事 伊藤 郷一君

理事 坂田 道太君 理事 野原 覺君

岸田 正記君 熊谷 憲一君

庄司 一郎君 世耕 弘一君

竹尾 式君 長谷川 峻君

原田 憲君 山中 貞則君

喜多壯一郎君 中嶋 太郎君

町村 金五君 高津 正道君

山崎 始男君 前田榮之助君

松平 忠久君 小林 信一君

松田竹千代君

出席國務大臣

文部大臣 大達 茂雄君

出席府委員

文部政務次官 福井 勇君

文部事務官(大臣官房會計課長) 内藤三郎君

文部事務官(初等中等教育局長) 緒方 信一君

文部事務官(大文部事務官) 稲田 清助君

文部事務官(文部事務官) 寺中 作雄君

文部事務官(文部事務官) 小林 行雄君

文部事務官(文部事務官) 近藤 直人君

委員外の出席者

専門員 石井 昂君

専門員 横田重左衛門君

三月一日

委員亘四郎君辞任につき、その補欠として庄司一郎君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十七日

町村教育委員会の廃止に関する陳情書外三件(福岡県宗像郡福岡町長池浦豊次郎外五名)(第一二四三三号)

地方教育委員会廃止反対等に関する陳情書(神奈川県地方教育委員会連絡協議会会長難波博夫)(第一二四四号)

義務教育費国庫負担特例法案反対に関する陳情書(神奈川県議会議長松岡正二)(第一二四五五号)

文教施設費の財源措置に関する陳情書(全国町村議会議長会会長辻龍太郎)(第一二四六号)

文教施設整備に関する陳情書(高知県議会議長横山徳郎)(第一二四七号)

老朽危険校舎の早期解消に関する陳情書(静岡県岡部町議会議長長崎藤邦雄)(第一二四八号)

義務教育施設の基準引上げに関する陳情書(西宮市議会議長武居巧)(第一二四九号)

西宮市における昭和二十九年年度学齢児童生徒の激増に伴う緊急対策に関する陳情書(西宮市議会議長武居巧)(第一二五〇号)

公民館運営費の国庫補助増額等に関する陳情書(愛知県公民館連絡協議会会長保浦栄吉)(第一二五一号)

へき地教育振興に関する陳情書(高知市高知県へき地教育振興促進期成会会長森田茂亀)(第一二五二号)

へき地教育振興法制定に関する陳情書(石川県石川郡模範式教育研究会会長大倉豊次)(第一二五三三号)

盲ろう児就学奨励法制定に関する陳情書(福島県町村会会長横山宗延)(第一二五四号)

を本委員会に送付された。

本日(石川)の会議に付した事件

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案(内閣提出第四〇号)

教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

〇辻委員長 これより会議を開きます。

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案、教育公務員特例法の一部を改正する法律案、国立学校設置法の一部を改正する法律案、公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案、以上五案を一括して議題といたします。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。

〇世耕委員 私は文部当局に、数点にわたって簡単に要点をお尋ねいたしました。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。

〇大達國務大臣 私どもの方で教育の政治的中立と言っておりますのは、むしろ政治教育におきましては良識ある公民として必要な政治的教養が与えられなければならないのであります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。

〇世耕委員 私は文部当局に、数点にわたって簡単に要点をお尋ねいたしました。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。

〇大達國務大臣 私どもの方で教育の政治的中立と言っておりますのは、むしろ政治教育におきましては良識ある公民として必要な政治的教養が与えられなければならないのであります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。

〇世耕委員 私は文部当局に、数点にわたって簡単に要点をお尋ねいたしました。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。

〇大達國務大臣 私どもの方で教育の政治的中立と言っておりますのは、むしろ政治教育におきましては良識ある公民として必要な政治的教養が与えられなければならないのであります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。

〇世耕委員 私は文部当局に、数点にわたって簡単に要点をお尋ねいたしました。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。

〇大達國務大臣 私どもの方で教育の政治的中立と言っておりますのは、むしろ政治教育におきましては良識ある公民として必要な政治的教養が与えられなければならないのであります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。

〇世耕委員 私は文部当局に、数点にわたって簡単に要点をお尋ねいたしました。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。

〇大達國務大臣 私どもの方で教育の政治的中立と言っておりますのは、むしろ政治教育におきましては良識ある公民として必要な政治的教養が与えられなければならないのであります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。

〇世耕委員 私は文部当局に、数点にわたって簡単に要点をお尋ねいたしました。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。

〇大達國務大臣 私どもの方で教育の政治的中立と言っておりますのは、むしろ政治教育におきましては良識ある公民として必要な政治的教養が与えられなければならないのであります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。

〇世耕委員 私は文部当局に、数点にわたって簡単に要点をお尋ねいたしました。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。

〇大達國務大臣 私どもの方で教育の政治的中立と言っておりますのは、むしろ政治教育におきましては良識ある公民として必要な政治的教養が与えられなければならないのであります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。

〇世耕委員 私は文部当局に、数点にわたって簡単に要点をお尋ねいたしました。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。

〇大達國務大臣 私どもの方で教育の政治的中立と言っておりますのは、むしろ政治教育におきましては良識ある公民として必要な政治的教養が与えられなければならないのであります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。

〇世耕委員 私は文部当局に、数点にわたって簡単に要点をお尋ねいたしました。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。

〇大達國務大臣 私どもの方で教育の政治的中立と言っておりますのは、むしろ政治教育におきましては良識ある公民として必要な政治的教養が与えられなければならないのであります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。

〇世耕委員 私は文部当局に、数点にわたって簡単に要点をお尋ねいたしました。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。

〇大達國務大臣 私どもの方で教育の政治的中立と言っておりますのは、むしろ政治教育におきましては良識ある公民として必要な政治的教養が与えられなければならないのであります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。これより各案の審査に入ります。

文部省というようなことを言われておるといふことであるが、それはともかくとして、今日日教組がきわめて強い影響力を日本の学校教育の面に持つておる、またその影響を及ぼしつつあるということは、これはおそろしく何人も否定し得ない事実であるかと思ひます。文部省におきまして日教組の事態について調査したことがあるかどうかといふことでありますが、教育の問題につきましても非常に大きな問題でありまして、私もはきわめて重大な関心を持つておるものであります。日教組に対してその実情にその内情を調査するといふことは非常に困難であります。また私どもとしては、一般の人が持つてゐる以上の調査の方法は持たないであります。ことに日教組は、その内部の事情につきましても非常に秘密を守つておるようでありまして、決してこの団体の内部のことその他についてこれを世間に発表しておらぬのであります。従つてその調査は非常に困難でありますけれども、しかし至大な関心を持つておられますから、ただ世間のうわさとかというやうなことでなしに、日教組自身の書類等で入手できるものにつきましても、今日までできるだけの調査をして、日教組がどういふやうなことをしているかといふことについては関心を払つて参つております。

○世耕委員 日教組は教育を中心とした団体であるといふことについて、世間の批評も一致するところだと私は思ふ。その教育を中心とした団体が、外部に対して秘密を守るといふことは、はなはだけしからぬではないか。そんな団体があつて得るか。教育は純正公平なものだ。しかも純情無垢な普通教育を先生が担当している、その組合が秘密主義を守るといふこと自体が、すでに世間の疑惑を持つものである。これはむしろ組合自体が、天下に、おれたちはこういう組織のもとにかような仕事をしているのだといふことを、公明に発表するのが本来の使命ではないかと思ふ。文部省から調査を受けるまでもなく、調査資料をばむしる提供して、こういう仕事をしてくれぬかといふくらい大きい気持で、初めて日教組本来の使命が達成されるものだと思ふ。この点についておられるならば、ひとつ反省していただきたい。私は注文する。

それからもう一つは、私の調べた範囲を御参考までに申し上げますが、そもそも日本の教職員組合結成当時の歴史を見ますと、多分共産党の幹部が侵入しておつたといふ事実がこの日教組の中に存在してゐるのであるかどうか。こういうことは非常に大切な問題であり、当然調査しておかなくちやならぬ事柄であると思ふが、文部省はこの点に關してどういふやうな考えを持つておるかといふことを、まずお伺いしておきたいのであります。文部省がお調べになる便宜のために、私から材料を二、三提供しておきます。日教組の組織幹部の中に、共産党の岩間君が委員長として存在した事実があるのではありません。こういうやうな最高幹部が日教組の組織の中にあるといふことは、日本の教育の上にはたして中正公平ないわゆる政治的中立が堅持できるかどうか、私は事実問題としてまず取上げてみたいと思ふのであります。この点はいかがですか。それで今の共産党の岩間君が日教組の組織委員長であつたといふことは、岩間君の参議院の選挙、公報の自分の履歴の中に乗つておるものでありますから、まさか間違ひはなからう、かように思ひます。念のため申し上げておきます。

○大達國務大臣 御承知の通り、共産党はいわゆる合法政党であります。しかしながらその党員の動きといふものは、きわめて表面に現われない形であつておるやうであります。従つて共産党がどういふ動きをし、また党員がどういふやうに配置されておるかといふことについては、私も知りませんし、また私も調査すべき限りでもありません。この点につきましては、過日の参議院の本会議におきまして、公安調査庁の長官から質問に對して答弁がありました。それによつて私もその一端を捕捉し得たのであります。そのときの答弁——これは私の記憶によつては相違ないが、当初の日教組内においては相当の共産党分子が入り込んでおつた。これが一時はレッド・ページによつて相当減つたのであります。しかしその後残存分子と追放された共産党分子が一緒になつて、統一委員会といふやうなものを内部に侵入して行つて、今日では正式黨員としても、大抵レッド・ページ當時のところまでは回復してゐるやうであります。こういう答弁を聞いたのであります。その後参議院の文部委員会でも社会党の委員の方から要求がありまして、国警本部から、こういう日教組内のグループ活動についてという資料が、参議院の文部委員会の方に配付せられております。これは私どもの方にももらひまして、実はこれによつて得るところが非常に多かつたのであります。これは私も調査したわけではありませんが、これによりますと、日教組内における共産党のグループ組織は、北海道地方教組のグループ指導、それから東北地方、都教連、関東地区教組、それから北陸地方教組のグループ指導、東海地方教組、関西地方教組、四国地方教組、九州地方教組、それらのグループの指導部ができてゐるやうであります。実は私これは一体どういふ事実に基づいて調査せられたのかといふ点を聞いてみたのであります。日教組の内部における共産党の間において、教育労働者とそれから教育戦線、こういう機関紙が出てゐるのであります。こういう機関紙の記載に基づいて調査されたものやうであります。そういうやうに全国にわたつて日教組内における共産党の組織ができておるやうにして、その下部として、たとえば山形県には山形県教組統一委員会、滋賀県にも統一委員会、島根県にも統一委員会、こういうやうなものができてゐるやうであります。それ以上のことは、個々の点は何でありますか、わかりかねます。

○世耕委員 そうすると、日教組の中には今の資料から判じますと、共産党の分子と言つて語弊があるが、共産党の方々が入つてゐるやうなことを認定してよろしうございませうか。あなたはその認定なさいませうか。

○大達國務大臣 これは公安調査庁ないし国警本部の調査の結果であります。私はこの調査に基いてさういふこととしては認定しております。

○世耕委員 今の資料によつて判断いたしますと、日教組の中に共産分子が多分に存在しているといふことが説明納得できると私は思ふのであります。が、さういふ共産分子の尖鋭分子が侵入してゐる日教組が、はたして教育的に純正公平、政治的に中立性が維持できるかどうかといふことが、また第二段に考えらるべきやうなものを私は一歩下つて考えてみるのに、日教組の中にまじりぬ教員が、私の推定するところでは少くとも八割あるだらう、あとの二割が不良分子だ。二割の不良分子が結局八割の善良な純真な教育者を冒瀆してゐるやうなことになるかと、これは文部省としても、知らぬ存ぜぬで高見の見物は許されないのであるのか、文部行政のつかみどころは説明もいたしますが、思想的に自分のイデオロギーに従つてなかつた教員をなぐる、ける、あるいはつる上げをする、しまいに転任、休職あるいは解職勧告といふやうなことが全国各所に行われておつたといふ事実が報告されております。今世間で盛んに教育の中立性、いわゆる政治的中立性が叫ばれるときに、かくのごとき事態をそのままにして、法律をいくつつくつたつて何にもならぬ。問題はそこにある。まずこの問題をいかに認識して行くかといふことが大事なことではないかと私は思ふ。これは文部省と文部委員との議論ではなくして、実際にこれをどう扱つて行くべきかといふことは、真剣に考えなければならぬのではないかと申す。もし私のお尋ねしたことが行き過ぎであつたならばいつでも改めま

の必要があつて、警察官が必要な場合に立ちまわる、これは当然のことでありまして、その場合に学校であるから、一切立ち入ることはならぬ、ことゝいうことはあり得ないと私は思う。わんや警察官が、ただちよつと用事あつて学校に行つた。自分の娘を入学させる手続を聞きに行つたとか、先が隣同士であるから、そこへ私用が

つて行つたとか、そんなことまでみな取上げて、思想調査、警察官が学校に入つた、こういうふうな大げさな宣伝が行われておるやに聞いております。これは国警の調査によつて私は聞いた。私は国警の方でこういう際にやたらと思つた調査のようなものがほんとうにあるとするならば、やめてもらいたい、こういう意味で言つたところが、聞いてみると、国警本部の言うところによれば、ほとんど思想調査なんというものは何もしておらぬ、みんなでつち上げである、こういうことであります。今日この教員の政治活動の制限というものが行われるという、のべつまくなしに警察官が学校を見まわつて、おびえて何もすることはできぬ、こういう宣伝が盛んに行われておりますことは、きわめて不当であり、むしろよくやな宣伝であると思ふ。今日の法律案はただ国家公務員と同じようにするだけだ、どこに付属学校やらあるいは役所、国家公務員並の政治活動の制限がされたからといつて、それならば今日各役所なり各国立学校なりに、のべつに警察が立ちまわつておるかといへば、そのことは一つもない。それをさもそういうふうな誇大といふか、虚構の宣伝をして、そして教職員に対して不安と動揺を与えておる、これはまことに私は遺憾に考へておるのであります。

○世耕委員 調査されてびく／＼するような近ごろの日教組の組合員ではないと私は思う。むしろ進んで自分を調査して、その自分の思想の善良なること、公平なることを発表する機会があることを喜ぶのが私は教員本来の使命だと思ふ。それを調査されることがい

かぬ、警察はいかぬ、それでは裁判官が来たらどうなんだ。裁判官であるうが文部省であるうが警察であるうが、来てもらつて、それを調べてもらつて、とが望ましいのではないか。それはちやうど疑獄にひつかつた連中がびくびくするのと同じだと思ふのだ。びくびくする反面に何かあるのじやないか、そういう態度自体が私は教育者としてまことに遺憾千万だと思ふ。これは文部省がひとつ教育してやつていただきたい。そういう点を注意してやつていただきたい。

それからさらに進んで申し上げたいのは、社会党の關係諸君には申訳ないことがとき／＼話題に上るので恐縮でございますが、私は悪意で申し上げるわけではございません。ただ教育という面の大切な問題をとらえる意味において、たま／＼その名前が出て来ることをお許し願ひたいのであります。日教組の実態調査は文部省はできていない。同時に他の機関を通じて資料を得たといふことを文部大臣は今発表されたようであります。まだ十分ではありません。この機会に私は、本委員会が日教組の実態調査に乗り出して、国民の疑惑を一掃するように御努力願ひたい。かくすることがすなわち教育本来のあり方を天下に知らせることだと私は思ふ。これはぜひお願いしたいと思ひます。

勤務杉原というものがあつたといふことが記録に残つております。これは北海道の中学で、教育にあるまじき暴力行為をやつて、大きな学校問題を起したといふ実績がここに出ておるのであります。かような人物が文部省にいたこととはなかつたかどうか、念のため聞いておきます。

○大達國務大臣 これは私の方の調査いたしました中にも、北海道の中標津の武佐中学の杉原春男、こういう先生がかつて文部省に奉職して、学校教育局専門教育課に勤務しておつた。こういうことはあります。この杉原春男といふのは共産黨員であるかどうかはよく知りませんが、これはその学校内において結局懲戒免職になつて、今日まだ紛争を続けておるのであります。その学校における教育並びにその行動といふものは、明らかに共産党でなければ言はずの事はないこと、するはずの事はないことをしております。それは野坂氏や徳田氏でなければ今日の日本は救済ができません。共産党でなければ国民の味方にはならぬとか、その他お前のおやじは共産党に入らぬかといつて子供をなぐる、けるというやうな乱暴横暴なことを働いた男であります。まだ詳しく言へばいろいろあります。とにかくこの男はむちやくちやな男であります。従つて過去において文部省内に共産黨員がおつたといふことは大體認めていと思ひます。今日はそういう人がおるかどうか、これはわかりません。しかし文部省の仕事は、共産黨員がいても——これはかれこれ言ふべき筋合いではないが、文部省の仕事が共産党にひつつかまされるやうなことは絶対にありません。

○世耕委員 了承いたしました。その処分された、文部省に元いた事務官は武佐中学の教頭をやつておられる。そうして教育委員会、父兄から退任を要求されて辞職したにもかかわらず、なおその宿舎にがんばつててこども動かぬといふのが今日の状況であるといふことが報告されております。御参考までに申し上げておきます。共産党の關係は、どなたからまたこの關係でお話が出るかと思ひますが、一応これで片づいたと思ひます。

次に申し上げたいのは、日教組と社会党左派の關係であります。これはぜひ聞いておいていただかなければならぬことがあります。それは何かと申しますと、日教組が社会党の左派へ相当多額な金をまつておる。過般の四月の選挙だけでも一千万円が公にされておるのであります。まだほかの党にも出してないかよく調べてみたところ、どうもほかの党には不幸にして見えない。左派一辺倒であつたのです。私の調査の不行届きであるかもしれぬが、はなはだ遺憾ながらはかには出ていないのであります。そうすると、まさに日教組は社会党左派一辺倒といふ結論が出て来る。しかも金額において一千万円といへば、相当大きな金であります。表に現れたものだけでもこれだけあります。さういふ一辺倒の党派の人が、日本の教員を一九として教育に当らしめるといふことは少し行き過ぎじやないか。私は大いに反省をする必要があるのではないかと思ひます。この意味において、世間では盛んに私設文部省と言つてゐる。文部省の指令は遺憾ながら徹底しないけれども、日教組の指令なら至るところに活動を開始し

ている。現に今日の教育に関する法律案に關するところの反対運動といふものは、もう津々浦々至らざるころなという活発な活動状態を呈しておるのであります。場合によつては、かわい教え子をつちやらかして飛び歩いている、家庭訪問をやる、まさにその熱心の度合いにおいては現文部省以上だといふことは、私は敬意を払わざるを得ない。これはどういふわけだ。そういうことも文部大臣として、文部省として認識しておく必要があるかいか、これをお尋ねいたします。

○大達國務大臣 私としては、先ほど申し上げましたように、日教組の実態についてはそのはつきりしたところ——これは少くとも日本の義務教育公立学校の職員全部を組合員としておる組合でありますから、従つてそれがどういふやうな動向であるといふことについては非常な関心を持つて、できるだけその実情をきわめたい、かように思つております。ただいま世耕さんのお話では、日教組が社会党左派一辺倒であるといふやうに申されましたが、なるほどさう言へばそう思われる。また見ようによつては、日教組の書類によると、社会党左派といふよりは、日教組自身が日政連という政治団体をつくつておる。つくつておるけれども、ほとんど異名同体であると思ひます。日教組自身であります。日教組自身が候補者を公認してあるのであります。その公認で出て国会に議席を得られた諸君が、ほとんど全部社会党左派に入つておる。けれども無所属におられる人もある。さうであるところ、左派一辺倒といふことにも見られるし、無所属なる人もある大體社会

党左派と行動を一緒にしておられる。これは左派一辺倒という考え方も成り立つし、あるいは日教組という特殊な一種の政党である。そうしてそれが表向きは左派というひしさを借りておる、あるいは無所属が都合がよければ無所属で出る、こういうふうにも見られると私は思います。これは日教組が日教組自身の仕事の経過報告として——これは国会議員だけじゃありません、日教組の書類によると、日教組は教育委員の選挙にあつても六十数名を公認して、五十八名の当選を勝ち得たということ報告しております。従つてこれが社会党左派一辺倒であるかどうかであるか、この辺は人によつて判断が違いますが、大体はその似た刃だらうと思ひます。

○世耕委員 文部大臣の御調査になつた内容の一部をいただきましたが、なお文部大臣の説明の足りないところ、私の材料のあるところを讀み上げてみます、私のところに参りました資料によりますと、岡三郎、若は抜きませんが、岡三郎、社会党左派参議院百四十五万、牧枝元文、左派社会党参議院百四十五万、宮原定光、左派社会党参議院八十五万、野原寛、社会党左派参議院七十五万、辻原弘市、社会党左派参議院六十五万、川村藤義、これは無所属であるが四十五万、それから豊瀬順一、参議院左派で四十五万、野呂君が四十五万、社会党左派参議院、大西利雄、社会党左派参議院四十五万、加藤清二、社会党左派参議院四十五万、北山愛郎、社会党左派参議院三十万、梅津錦市、社会党左派参議院四十五万、大貫英明、社会党左派参議院四十五万、上野富市、社会党

左派参議院四十五万、奥五二、社会党左派参議院四十五万、小松幹、社会党左派参議院四十五万、高橋富士夫、社会党左派参議院四十五万、藤本勘治、社会党左派参議院四十五万、田岸長太郎、社会党左派参議院四十五万、西村力弥、社会党左派参議院四十五万、三鍋義三、社会党左派参議院四十五万、笠原利雄、同様に社会党左派参議院四十五万、横路節雄、社会党左派参議院四十五万、秋山長造、社会党左派参議院三十五万、湯山勇、社会党左派参議院四十五万、坂口三郎、社会党左派参議院二十万、無所属で小林信一君が参議院四十五万、以下省略という名称が出て来る。この無所属という中にも、小林信一君のようなほんとうに教育について公明な態度をとつておられるという方々に四十五万を出されるというところは、これは当然のこと、怪しいと思ひない。そこで牧枝君や岡君に百四十五万、百四十四万出したら、小林君や無所属の方に百四十四万以上出しても、非常に教育のためになると思ひます。だからこの資料は案外公平であるということをお私に考へる。

なお文部大臣が話しましたいゆる日政連に対する寄付金の内訳は、日教組が千四百七十万円、鹿児島教組が九十万円、福岡が三百二十万、岡山教組が百五十万、秋田十五万、神奈川百六十二万、福島教組九十万、大阪府の教組四十四万、岩手三十万、山口教組二十八万、愛知教組二百四十二万、北海道教組十一万、群馬教組百十萬、和歌山教組八万、山梨教組五十一万、千葉教組九万、日政連福岡支部が三万、熊本教組が五十二万、兵庫教組の二十万、

加瀬完という人が三十三万、三鍋義三氏が五万、というふうになつてゐる。まだ説明ばかりがないでしようが、この程度にとどめておきます。こういう状態で非常にお金がゆたかであるということが言えるのであります。そこでもう一つ、念のために、この問題が出たから申し上げますが、この資金はどういう方法によつて調達されておるか。貧乏とみずから任じ、赤貧をみずから甘んじて受ける日本の純情な教育者のふところから、かくのごとき資金が出たところならば、これは眞まなくちやならぬことではないか。思想的に彼らを虫ばかりじやなしに、むしろ経済的にまでもかような搾取行為を行つたというところは、ゆゆしき大問題じやないか、文部省が調べに行くと、門で断られるから、私は調査に行かぬというて簡単に引下げるようでは、はたして文部行政が確立できるか。国民の教育を守り抜けるかということ、これは不安に思ひますが、この点、もしお聞き及びの筋がありましたらならば御説明をお願いしたい。

○大達國務大臣 私どもは日教組の予算書というのを見たことはありません。従つてこういう多額の金が、財源としてどういふところから出ておるか、この点は明瞭でありません。しかし全国の教職員、これは非常なたくさん、の教でありません、その人々の中からは、相当な金額に上ると思ひます。またそのほかにも、いろいろそのとき、あるいは資金カンペであるとか、あるいはまた特別の決議によつて、組合費といふか、臨時の費用のために、いろいろ徴収が行われておる

るように見受けております。私としては、これは組合のことでありません、りくつの上でかれこれ言うべき筋合ひではありませんが、日本の教職員の諸君が、私どもこの点について日常苦慮しておりますが、十分な給与を受けておられないときに、いろいろ名目なりで多額の金をこれらの教職員が日教組に提出されるということは、教職員諸君の生活の上からいつても、決して望ましいこととは文部省としては考へておりません。組合費として、でさるだけ組合員に金銭上、経済的な迷惑のかからないようにやつて行つていただきます。こういう希望を持っております。

○世耕委員 今文部大臣から、日教組の予算がどういふふうになつてゐるか知らぬとおつしやつたのは、ごもつともだろうと思ひます。もちろん出てないでしよう。これも私のところにあるんです。また都合によつてお目にかけてもよろしいのです。これは教育の中立性、いわゆる政治への中立性、教職員は純正、公平な立場になければならぬという見解をわれわれは固持する以上、基本法の八条を基本として主張する以上、ぜひ日教組の予算書を委員長の手においてお取寄せをお願いしたい。そうして私は審議の資料にしたい。もし世間でいふように日教組は不評判のものでなつてゐるという事実がわかつたら、この蛇足の法律など出さなくてもいいと思ひます。むしろ日教組自体の反省と肅正によつて教育の神聖が保たれるとするならば、この資料をぜひ出さなければならぬ、また日教組としても躊躇なく、私の演説を聞いて即座にも資料を

出すだけの心構えがあるだらうと思ひます。ことに文部省との相談にあつては、むしろ教育本来を冒瀆するものであるということをつけ加えて申し上げておきます。

それと同時に、経済的に思はれざる教職員に、たからぬ方法を今後われわれが講じてやらぬと、教職員が脅迫あるいは組合の圧迫によつて生活を脅かされ、教育の自由性、いわゆる学問の自由すら冒瀆される、このことをわれわれは守らなければならぬ。かように思ひますから付け加えて申し上げます。

それから日教組の幹部の選挙違反事件で、北海道において逮捕されたものが百三名、任意出頭七百名というものが表に載つております。全国を通じてはたいへんのもので、こういう教職員が罪にならなかつたというて、依然として教職につくといふことは、感情的にも思ひにくいと思ひますが、そういう面に対して文部省はどういう態度をとつておるかということ、時間を省略する意味においてついでに申し上げますが、この間のこの会議でも問題になつたが、文部大臣に面会強要をした事例があります。これはあなたじやなく前の文部大臣であります。今度の文部大臣もあつたさうですが、いわゆる面会強要、ある意味においては押売ります、文部大臣室へ乗り込んで来て、すわつて動かぬといふのは、これはまさに招かれざる客だ、迷惑至極のお客だと思ひ、特に極端の言葉を使えば、どろぼうの行為だ、こんなのを教育の中心に置くといふのはどういふことだ、それを逮捕しろといふことを要

求したが、その後どうなりました。もし警察の手で負えなかつたら、他の方法が幾らでもあるだろう。教育という大事な仕事を守る意味においては、場合によつては私は命がけでなくてはならぬと思う。今日は非常に重大な時期だと思ふ。これは私はむしろ返す意味ではなかつたのですが、おととい面会の問題が出て、水を向けられたから、私は結論を出しておかなければならぬと思ふので申し上げるのだが、その跡始末はどうなつておりますか。ただ言い切り、法律をつくりつばなしでは何にもならぬ、結論を出すことがわれ／＼は目的なのです。

○大達國務大臣 選挙にあつて教職員の間に多数の選挙違反容疑の問題がありました。これは詳しいことは私としては存じませんが、しかし選挙のときに教員が選挙運動に狂奔するのみならず、選挙違反までもするというようなことがあることは、私は非常に遺憾に存じます。そういうことがあればこそ、政治行為の制限をして、教員自身がある程度に選挙に没頭するというような態度を自然に改めて、教員として自重した態度によつて公正な教育に専念してもらいたい、こういうふうに思ひますから、このたびの特例法の一部改正の法律を提出したわけでありま

す。それからすわり込みについては、これは両三日前にもひどく御質問を受けたのでありますが、前々から、すわり込んで面会を強要するというような事例があつたということは、私も聞いております。私が文部大臣に就任をいたしましたして間もなく、非常に猛烈なすわり込みがありました。三日も四日も文

部省へとり込んで、事務室に入り込み、あげくのはてには文部大臣の部屋までなだれ込んで入つて来た。これは普通のすわり込みとか、面会強要の範囲を逸脱してあるものであつて、正確に言えば公務の執行妨害です。また当時深更に及んで私の宅に押しかけて来た、こういう事実もあります。その後それはそれに類したことは一、二ありましたが、そういう極端なことはなくなりまして、おそらくはその当時世間で相当批判を受けまして、いわば評判が悪くなつて、これはマイナスになると思つてとりやめたらしい。今日ではあまりそういうことはありません。

部省へとり込んで、事務室に入り込み、あげくのはてには文部大臣の部屋までなだれ込んで入つて来た。これは普通のすわり込みとか、面会強要の範囲を逸脱してあるものであつて、正確に言えば公務の執行妨害です。また当時深更に及んで私の宅に押しかけて来た、こういう事実もあります。その後それはそれに類したことは一、二ありましたが、そういう極端なことはなくなりまして、おそらくはその当時世間で相当批判を受けまして、いわば評判が悪くなつて、これはマイナスになると思つてとりやめたらしい。今日ではあまりそういうことはありません。

とができる。いわゆる家庭教育と学校教育と社会教育、もし今のようすなり込みとか、そういう暴力さたが先生によつてなされておつたとするならば、それを新聞なりあるいは雑誌なりで見て、生徒が先生に聞いたとき、何と先生は答えるか。あれは社会教育を体験するものだ、お前もよく見ておけ、こういうことがえてして言われはせぬか。これは非常に微妙なことであり、非常に大切なことです。教育に携わる者はもつと神髄質でなければならぬと私は思ふ。教育は、家庭教育の面、学校教育の面、及び社会教育の面、この三つが一体となつて、円満な情操の発達と知識の向上を得なければならぬのに、この社会教育に当るべき筋の者が、しかも法律に融れるような、常識に反するような、公序良俗を乱すようなことがかりにあつたとし

それからこういうことが言われませんか。そういうふうにするなり込みだり、あるいは夜中に人の家のへいを乗り越えたりなんかするもの、やつぱりこれは社会教育の一端を体験するのだというふうなことを聞いたことはございませぬか。社会教育と関連してすわり込み職務を教える意味において、一応先生が体験する、先生がそれを見せる、あるいはまた深夜に大臣の官邸に乗り込んで行つて脅かすことが、交渉の方法の一つの秘訣だなどというところも、社会教育と結びつけて、これは当然教育の一端である、こういうふうなりくつを述べる者があるのです。文部省はそういう説明に対して、これまでもどういふお答えをしておつたか、そういうことを聞かれたことはないか。私がこの妙なことをお尋ねするのは、大体教育というものは三つにわけ

て、それを文部省がそのまゝほつておいたら、日本の教育はめちや／＼だということになる。この点しつかり腹をきめて、法律をつくつていただいたらい、法律を適用していただかないと、善良なる教員が蹂躪され、そうして悪質な教員が天下を横行して、まさに純正公平な教育が蹂躪されるという憂いがあるから、これはしつこい、きたない質問というおしかりがあるかもしれぬけれども、実は掘り下げてお尋ねするような次第であります。

○大達國務大臣 文部省のすわり込み事件を、あれは社会教育として実地に行つたものだといふことを言つたといふようなことは、私は聞いておりません。しかし今日の学校教育の面では、つるし上げとか、すわり込みとか、あるいは示威運動をやるとか、そ

ういう一連の左翼的な闘争方式というのは、ややもすれば先生が子供にそれを仕込んでいかうかのごときふうに見えるものもあるやうであります。この間のすわり込みを、あれは社会教育の一環として、これに見えなえというふうなことを言うたかどうか、その辺は存じません。

○世耕委員 次にお尋ねしたいのは、いわゆる教育の中立性という言葉が非常に大切であることは、論ずるまでもないのでありますが、今の日教組が行き方を資料によつて調べてみますと、中立性というものはすでに喪失されてゐる。その証拠には、電産、炭鉱のストの応援に学生を連れて出かけて行つて大騒ぎをし、警察問題までして、けが人まで出している、この事実。さらにスト応援の資金に三百万円を融通し、陣中見舞として百万円出してゐる。ここに至つては、もう中立性の論議必要なし、かように考える。むしろ日教組解散命令をいつの時期にやるべきかといふところまで飛躍しはせぬか。これは解消して、もう一べん新たな姿で日教組の現われることがむしろ必要である。その方が教育界あるいは父兄から愛されるんじゃないか、かように考えます。この点について、大事なところだから、今所信をすぐ承るというわけではありません。あとでお考えがあつたら示していただければ、今ただちにお聞きすることは差控えておきます。

次にストライキ一斉休暇、この処置をどうするか。これは研究するところによりますと、かりに法的に正当に休暇をとつた場合でも、文部大臣は業務

命令で教育上指導助言を発することができると私は考へておるのであります。また公共事業の争議行為として、検事が警官の出動を要請するのと同じ理由のもとにできるのではないか、こういう手当をどういふふうにしておられるか、これは一応お聞きしておきたいと思ふのであります。

○大達國務大臣 日教組は今日、かりに悪い悪いは別といたしましても、非常に強い政治的偏向を示しているといふことは、これは争うべからざる事実であると私は思ひます。それは日教組自身の資料によつても、はつきり立証し得ることであると思つております。私は日教組が職員団体として、その勤務条件の向上改善、こういうことを目ざして、組合員の経済的な向上をはかることは、まことにけつこうである。また教育者の団体として、日本の教育を向上するためにいろいろ／＼教育についての研究を進められて、そうして真に教育者団体としての立場を持つて社会の発達に寄与せられる、これは一番望ましいことであると思ふのであります。一日も早くこの極端な政治的偏向という態度が改まつて、そうして日教組がわが国の全教職員を網羅する団体として、また日本の将来の社会の発展に非常に大きな関係を有するその立場の責任を自覚せられて、真に教職員組合としてあるべき姿に立つて健全な発達を遂げられんことを——これは日教組の方からいらぬ世話をやくと言われるかもしれぬが、私は日本の教育に関係する文教の責任者として、常に切に念願をされている次第であります。これを解散するとかなんといふよう

ういう一連の左翼的な闘争方式というのは、ややもすれば先生が子供にそれを仕込んでいかうかのごときふうに見えるものもあるやうであります。この間のすわり込みを、あれは社会教育の一環として、これに見えなえというふうなことを言うたかどうか、その辺は存じません。

のと同じであります。これは教育上非常に重大な問題であります。この点こそまい言葉で申し上げると長くなり

う意味が教育の政治的中立という見地からおもしろくない、こういう趣旨と考へましてお答え申し上げます。御承

いうものがなくなつてゐる。組合の統制下にある、組合のさしずけのみ動く、これではいわゆる中立性とか、学

うなものに非常に強く影響を受けてお
つて、自分が真に自分の思う通りに教
育ができればかねておるといふような、い

その点についての御決議をいたしたい、日本の教育を適正な姿にもどしたい、かように念願をしてこの法律案を

提出したわけでありませう。お言葉の通りに、子供をとりつて育て上げる、一口に言つてそれが教育の目的であることは申すまでもないのであります。それを教員が、あるいは教員に対して不当の影響を与えんとする何人かが、この教職員団体というような強い影響力を利用して、純白な子供をゆがめる、そうして将来の政治的方向を決定づける、これはまことに痛ましい限りであります。私はどうしてもその子供が成人して、自分で自分の判断に基いてその政治的方向をきめる、その人生の歩き方をきめるというやうな、そういう政治、教育を確保しなければならぬと思う。先生の立場、先生の主観でもつて小さい子供をゆがめて、ちやうど植木屋が盆栽をいじくるように、苗木のうちにこれをゆがめて方向づけるやうな、自分の思うままの、先生の思うままの子供をつくり上げることは、これは人道から許すべからざることである、かように考えます。

○世耕委員 変なことをお尋ねするやうでありますけれども、実際問題として世間で論じられておるから、一応お尋ねしておくのであります。教員は労働者である、こういうことを言うてゐるのです。大体われ／＼の学問からいうと、労働者というものは必ず資本家が出て来る。そうすると、教員が労働者であれば、資本家にまわるもののはだれか、これは生徒、すぐ頭に浮んで来る。ある子供のごとき、聞いてみると、むさうさにあの先生はわれ／＼月謝を納めているから飯を食つてゐるんだという。このような労働者と資本家との対立だという観念で教育していいものか、われ／＼に彼らは奉仕すれば

いいのだ、何をなまぬことを言ふ、こちらが月謝を納めてやらなかつたら立往生してたちまち干上つてしまふ、こんな観念が教育面に現れて来たときどうなるか。だから教員は労働者だという定義ははたして妥当であるかどうか、ここに大きな疑問が出て来る。これを何とか打開してやらなければならぬ。もし生徒が資本家であつたならば、父兄が資本家であるということになるわけで、こういう矛盾が無意識のうちに子供の中に発達して来るといふことは、教育の神聖を害しはせぬか、純心さをなくしはせぬかといふことをひとつ考へ置きを願ひたいといふことと、もう一つはこれは言うまでもないことですが、教育が教員組合の独占であつてはならない。絶えず父兄との連絡をとること、もちろん教育委員との連絡ばかりでなしに、監督官庁といひますか、ある意味において財政的な権能を持つてゐる文部省とは緊密な連絡をとらなくちやならぬと思う。この点日教組が教育問題について、文部大臣にどうしたら日本の教育はよくなるかといふことの相談を受けたことがございませう。むろん大会に文部省の役人が来ることを反対するといふくらいだから、相談に来るなんといふことはないだらうが、あればまことにけつこうだ、またあるべきだと思ふ。相談に来るのが当然だと思ふが、あつたかどうか。またあることを望むかどうか、この点を聞きたい。

○大達國務大臣 教員が労働者だといふことは、教員自身、これは全部の人が言つておるかどうかわかりぬが、言つておるのであります。これは労働者であるかないかは人によつて見方があり

ましよう。私は、それは労働者であつてもかまわぬかもしれぬが、とにかく教育という特殊の仕事に携つておる、そういう点について教職員の諸君は責任と誇りを持つていただきたい、こういうふうと思つております。

それから日教組が相談に来たかどうかといふお尋ねですが、これは相談といへば相談であります。すわり込みの場合に、多くの場合要求書といふものを持つて来ます。最近にもそういうことがありました。これは大体要求書でありまして、給料を上げてもらいたい、あるいは教育予算を増額してもらいたいといふやうなことで、日教組の相談といふより、日教組側の主張をこちらに申し伝える、そうしてそれを要求する、こういうことはしばしばあります。これは相談といへば相談になりましよう。私の方はこれを要求といつておりますが、御承知のように日教組といふものは任意の団体でありまして、いわゆる労働者団体としてのわくに入つていないのでありますから、要求書という形でありませうけれども、私の方にはこれは陳情であり、またただ意見の開陳であるといふやうに始終そのたび断つて、その点は念を押して私はお話合ひに応じております。

○世耕委員 簡単にあと二、三點だけで終りたいと思ひますが、教育と宗教といふものは政争の関外に置きたい、これを私の理想といたします。ところが今逆なコースをたどりつつあることはなほ遺憾であります。そこでさらにつつ込んで二點ばかりお尋ねしたいと思ふのであります。結局教師は父兄の延長であり、学校は家庭の延長だ。そうして実社会は真理

追求の場であるといふやうな見地から、私は教育に熱心に進まなくちやならぬと思ふのであります。

最後の一点であります。小林調査局長を告訴し日教組で決定し文部広報配付は違法。こういうやうなことが新聞に出て来ましたが、この内容の、告訴されるということは容易ならぬ問題だと思ふが、この点大臣以外に小林局長おいででしたら小林局長自身からお答えを願ひたいといふことと、それから今度この法案をめぐつて、架空の事実で茨城県に問題が起つておるやうであります。こういうことも御存じであるかどうか。結局ラジオの放送とかいろいろな新聞、雑誌あるいは大学教授だとか何とかいう連中が、実情を調査せずしてかなり放言をなしたきらいがあるやうに思ふ。できたら文部省をしてこの法案を立案するに至らしめた経緯、実情を徹底するようにさせることが、まず法案以上に重大じやないか、かように考えます。それと関連した問題として、この調査局長告訴という問題が出ておるのかどうか、お聞きしたい。

○大達國務大臣 調査局長あるいは文部大臣を告訴するといふことにきめたといふ新聞記事は私もそれを讀みましたが、告訴になつておるかどうかは知りません。新聞に伝えられるところによりますと、文部広報を教育委員会に送付した、それが何か違法であるとか何とかいふことらしいのです。これは私もから言へば、何のことかわからぬのであります。文部広報といふのは昔から教育委員会に送つております。それを今ごろこれは違法である、こういうことは、これはどうも私も

としては言ひがかりかやがらせか、どつちかだろと思ふのです。しかしやしくも国権の発動にまつて、そうして違法であるかどうかをただそう、こういう態度をとつたとすれば、それは真に違法であると思つておられるのかも知れない。しかし私どもとしては、こんなことは違法とも何とも思つておりません。今後どうやらなければならぬ。来年度の予算におきましては、地方教育委員会の方にまで文部広報を出したい、そういう意味で予算を計上してあります。これは、過日この席で答弁をしたことにも入つております。そういうわけでありませうから、これが違法であるといふことであれば、告訴してもあらば非常なありがたいので、はたして違法であるかどうかといふことも、この際きめてもらはばまことにぐあいがいい、こう思つております。

○世耕委員 最後に一点だけ、これは申し上げるまでもないと思ひますが、教員が教壇に立つて生徒に向ふ態度は、私はちやうど裁判所の裁判官が法廷に立つやうな厳肅な気持でなければならぬと思ふ。それでその判官がある事案の善悪の判断を下す必要があると同様に、先生もやはりその事案に対していいとか悪いとかの判断を下す必要があると思ふ。但しその判断を下す上において、生徒の年齢、性別、いろいろなきことを勘案して、常識的に扱うところがあります。これが非常に欠けて偏しておるといふことが、今日大きな災いとなり、それが立法化される一つの原因になつたと、私から見れば思ふのだが、これについては文部省にも私は責任があると思ふ。それは文部省の

意見とかあるいは研究発表が、どうも府県なり委員会に徹底していないような気がする。この際予算を余分にそういう方面にも活用されることが——まじめな教職員が教材に不足の結果、其の材料ばかり届くものだから、それを材料にする。ほかの方は金がかかっ手手届かぬ。あるいは社会党の左派の材料ばかり集めて教材にするものだから、勢いそういうことになる、こういうことも考えられるのであります。が、こういう点について文部省は今後積極的にいろいろ教材となるべき、あるいは教員の資料となるべき文書を発行する用意があるかどうか、そういう熱意があるかどうかを最後にお尋ねいたしまして、私の質問を一応打ち切りたいと思います。

○大達國務大臣 ひとつともでありまして、文部省としては常にその必要を痛感しておるのであります。来年度の予算におきまして、その見地から特に予算の増額を大蔵省にお願したものであります。それがたまたま申し上げたように、従来教育委員会程度に出たものが、市町村教育委員会の方でも、文部省の意向なり意見の通達なり、その他文部省の考え方を通報する程度に予算が認められておるだけで、きわめて貧弱な程度にしか要求がいられなかつたのは残念であります。今後そういう方向には努力して参りたい。

実は先ほど答弁を忘れたのであります。が、茨城県で問題になつたと言われるのは、多分私の推察するところによれば、「子供を守る話」という日教組から出た小さい本であります。それに書いてある事実は架空の事案である。

こういうふうなことから問題になつたと思ひます。それが架空であるのか実際の事案であるのか、これはわかりませんが、あそこを書いてあるいろ／＼な事柄は、結論として、こういうこともやつて来たが、これも今度の法律が出ればできなくなる、こういう結論で結んであるのですが、これはまづこの法律には関係のないことです。私はこれを全部読んでみましたが、一例も残らずこの法律に關係のないことを書き立てて、そして教職員なりあるいはPTAの人に、この法案反対の気持ちを起させるための文書であることは、きわめて瞭然であります。なおまたそのほか、日教組、都教組あるいはその他の教組等において、いろ／＼なビラを出しております。これに書いてあることも、まづたゞ虚構の事案に過ぎないことは何の關係もないことを言うて、そうしてこの法律が出れば、いかにも手も足も動かないようになり、うつかりものを言えさず、懲役にするのだ、こういうような記事を満載しておるのであります。この点はまことに私は遺憾に思つておるのであります。ただ茨城県云々の事案があつたかなかつたか、それは私にはわかりません。ただ結論に出ることは、全部うその皮であります。

○世耕委員 よくわかりました。さような虚構の事案を宣伝して、まじめな父兄、教職員を惑わしておることは、これはだぶ都合であると同時に、私はこの際教育委員会の完全な活動を文部省が積極的に指導し、なおまた教育審議会とかなんとかいふものがあると思ふのであります。最近こういう問題がある際に、どうも活発な活動を開始

してないで、傍觀的態度のように感ぜられるのであります。この点はいかかでございますか。

○大達國務大臣 教育審議会の方はどうも活発な運動というわけには行かないと思ひます。これは文部省内における審議機関でありますから、それは各個の委員の方々が自分でおやりになるのは別であります。審議会として外に出ていろ／＼の宣伝あるいは解説というふうなことをする立場でない。

○世耕委員 私の申し上げるのは、外へ行つて演説したり走りまわるといふ意味ではない。文部大臣に助言をし、この文教のあり方をスムーズに行くように、もう少し積極的に動く必要があるのではないか、この点が十分であるかどうかということをお聞きしておるのであります。

○大達國務大臣 中央教育審議会の審議につきましても、これは見る人によつて批判もあり、意見もあるかもしれせん。しかし発足後まだ一年そこ／＼のものであります。そうして中央教育審議会として、文教関係の重要施策について審議をして、文部大臣に意見を、あれは答申と言ひますけれども、實際は進言というものが當つておるよに思ひます。というのは、これは発足当初から、當時は前大臣でありましたが、重要な問題について審議をしてもいい、こういうことを言われたようでありまして、従つて今度の教育の中立性の問題につきましても、これは私の方から諮問をしたのではないのであります。中央教育審議会の方でこの問題を取上げて、そうして答申という形で、中央教育審議会の意見を私の方に申し出られたわけでありまして、これ

はやはりこの問題について、わが国文教に關する重要な問題としてこれを取上げて、それについて熱心な討議をして、その意見を進言された、こういうふうな私どもとしては中央教育審議会のなされておることに対しては、これを多としておる次第であります。

○辻委員 関連質問の申出がありましたが、これを許しますが、きわめて簡単に願ひます。高津正道君。

○高津委員 世耕弘一委員から一時間四十分わたる日教組攻撃のお話を承つたのであります。その中には間違つたことがあまりにも多い。しかもこれに對して文部大臣は、それは違ふといふことは言わないで、受けて自分の見解をずつと述べておられるのであります。それらは速記が一々明白に記録してあることでもあります。

あらためて質問をいたしますが、第一点は日教組は秘密主義の団体である。そうして文部大臣は、だから内情の調査はむずかしい。たとえば大会の場合に文部省の役人がこれに出席したと言つても、これを拒んでおる。これは秘密主義の証である。こういうようにお話を求めますが、どこかの団体から出席を求められて、それを拒んだ場合に、それは秘密主義の団体であるといふようなそういう乱暴な話はないのであります。(「それだけじゃやない」と呼ぶ者あり) いや、あつた実例はただそれ一つである。そうして日教組は秘密団体のようにきめて議論を進めておるのであります。

「予算書を出せ」と呼び、その他発言する者多し。

○辻委員 御静粛に願ひます。

○高津委員 日教組は五十万の組合員

の選挙によつて中央の幹部がきまつておるのであり、そうして予算書も大会に必ず出して、大会の審議に付せられて通過しておるのであつて、会計にも秘密はありません。私は日教組からちつとももらつても何もないが、(笑声) どの労働組合でもそれは常識であつて、そういう大きな五十万、七十万といふような労働組合が秘密団体である。秘密主義である。最後に世耕君の話を聞いておれば、ゆえに日教組は解散すべきものであると、その長い／＼質問を結んでおるのであるが、これを秘密団体だなど文部大臣はお考えであるのかどうか。そのような御発言を貫き通すお氣持であるかどうか。明らかにこれを速記にとめておきたい。

○大達國務大臣 これは先ほどの答弁の速記録でござんたさうばおそろくわかりました。私は秘密主義だとか秘密団体だとかいふことは言つたことではありません。ただ非常に秘密にされておるようだから、なか／＼調査するにしてもその実態をきわめることが非常に困難である、こういうことを申し上げただけであります。そういうことでありまして秘密主義だとか、会の方針として秘密にするのだとか、そういうことをきめられておるかどうか、実態がわからぬから私にはわからない。もちろんそういうことでなか／＼探しにくい。実情をきわめたいが、秘密団体だとか秘密主義と言つた覚えはありません。(「言葉じりの問題だ」と呼ぶ者あり)

○高津委員 言葉じりどころではなくて、きわめて判断の基礎になる重要な数字であるが、世耕委員は教員組合の中には二割の不良分子があり、八割の

ぬ。日教組が何か悪いことをしたとい
つて、それをここで一時間半も宣伝す
れば、聞いたことのない者はそれはそ
うかと思ふかもしれない。政治におい
て科学性を持たねばならない以上は、
こういう不完全な統計による質問や応
答によつて、われわれの批評眼、われわ
れの審議を誤つてはならぬということ
を感じるものであります。選挙違反が
非常に多いというが、内閣にも官房長
官の福永さん、外務大臣の岡崎さんの
ような、御本人にかかわりそうなもの
が、選挙法のおかげで助かつたけれど
も、ああいう選挙違反に問われた人が
あるのです。日教組の候補者が違反に
かかつたのではなく、警察がひつぱら
うと思つて無理にひつぱるから人数が
ふえるのであつて、与党の方はかな
かひつぱらないが、野党の方はひつぱ
らうと思ふばかりでも人数がふえる
ので、そこでまた統計が狂つて来る。
そのような問題をあげて、教員が政治
に關係してはならないという材料にす
れば、教員の少しいくつか材料につ
てもつとたくさん材料を製造すること
ができると思ひます。その場合は警察
官の方がまだいくらか公平で、あなた
方に、選挙違反が多いという材料を北
海道だけからあげられたにすぎないの
であります。(高津君、もういいだろ
うと呼ぶ者あり)

○辻委員長 端的に御質問を願いま
す。
○高津委員 それでは、喜多君からあ
まり長くやるなと言うから簡単に質問
をしますが、教育者が労働者であるか
ないかという問題について、ここに私
は専門家の資料を持つて来ているので
あります。これは短かいからちよつと
読んでみれば、「教員はその身分が公務
員であらうとあるまいと、まず食わず
には働かない教育労働者である。私は
大ていの私学が夜間校舎をフルに使つ
て儲けて(或は儲かつて)いることを知
つていて、そこで教員は教育資本を太
らせる生産的労働者そのものだ。教育
公務員の場合は少し違ふ。その俸給は
税金で賄われ、税金は強制的にとりあげ
られた国民所得の一部だ。だから彼は国
民に寄生する不生産的労働者である。し
かし労働者——しかも多くの場合生活
のために働かざるを得ない労働者であ
ることは、ちつとも変らない。生活の
ためにはベースアップも要求するだろ
う。この全く正当で経済的な闘争も、
相手が直接権力の座にある政府である
という唯一の唯一のために、政治活動
でもあるかのような外見を呈する。」こ
こが大事ですよ。「従来屢々あつたよ
うに、この外見を適用してかかると
は権力を笠にきた悪意という外はな
い。私はこの法案のもらす最大の欠
点は、教員組合を弱め、そのために
教員の待遇やあるいは社会的地位とい
うか、そのものを今後運動する力を弱
めて、待遇改善の点、この一点から見
ても非常に多く影響があるものと思
うのであります。組合の運動がなくな
れば待遇改善については上からのお情
を待つ以外はない、資本家というもの
は——最近の状態は資本家の命を受け
て動く政府でもあるが、およそ資本家
というものであるいは雇主というものは
向うが言わないのに給料を上げるとい
うことはなか／＼するものである、こ
この法律は政治的の権利を剝奪するば
かりでなく、経済上待遇改善の道をふ
さぐものであるというように私は考え

ますが、大臣の所見を本日伺つておき
ます。あとでもこの問題を大いに論じ
ます。
○大達國務大臣 初めにこの五十万教
職員というものが全部片寄つた教育を
しているのかのごとくに言つて、そうし
てこの教育の中立性確保の法律案を出
した、こういうふうにおつしやいます
が、私は五十万教員が全部そんなこと
をしているとは毛頭思つておりませ
ん。またそこまで行つたらこれはもう
手がつけられない、法律案の二つや三
つ出したつて問題にはなりません。そ
こまで行かせないために、そういうこ
とにならないために、今においてこの
法律案が成立することが必要である、
かように考えておるのであります。そ
れからこの法律案は、世の中にもつと
悪いことがたくさん行われておる、そ
ういう際に一体出す必要はないじやな
いかと言われましたが、これは世の中
には悪いことはあります。また社
会教育上から見てもおもしろくないこ
ともある、日々人殺しがあることも、ど
ろぼうのあることも、その他社会悪とい
うものが非常にある、だからといつて
それがあるからこの中立性維持に關す
る法律案を出す必要がない、こういう
ことは何のこともか私にはまつたく論理
がわからない。
その次は教員は労働者であるという
ことで、だれの意見か知らぬが、専門
家の意見として權威を持つて申し述べ
られましたから、その点はつしんで
押聴いたします。ただ一面待遇改善と
いうことについて、教員がその点を主
張することをこの法律で禁止するかの
うなことはないのであります。これは

日教組がそういうことをいつておる。
待遇改善をしてもいいとか、そう
いう主張をするというところをこの法律
のどこでとめておられますか、どこにも
そんなことはとめていない。それを先
ほども申し上げたように、日教組の方
ではビラとか小さいパンフレットを出
して、そういうありもしないことを言
つて、この法律案の反対をおつておる
のであります。高津さんのようなりつ
ばな政治家がこの宣伝ビラをほんとう
にしておられるのじやないか、私は繰
返して言う。これはうそだとつてお
るのであります。その点はひとつ御安心
になつていただきたい。
○辻委員長 その程度でいかがでござ
います。
○高津委員 質問権を保留してそれで
はやめます。
○小林(信)委員 まず委員長にお尋ね
いたしますが、そこにおいてになる行
政官が、議員に対して個人的な侮辱を
与えたような場合、委員長としてはこ
れに対してどういうふうな御処置をな
さいますか。
○辻委員長 もしそういうような場合
がありますればしかるべく処置いたし
ます。
○小林(信)委員 今の文部大臣のいろ
いろな御答弁の中に、私個人に対して
いささか侮辱を与えるようなものを感
じたわけでは、これは単に私個人はと
にかくとして、国会の權威にもか
かわるわけなのですから、この点私は
強く感じおるのですが、委員長とし
ては何らお考えにならなかつたか、お
伺ひいたします。
○辻委員長 私は毛頭感じておりませ
ん。

○小林(信)委員 それではお伺ひいた
しますが、文部大臣は私に日教組のひ
もつきであるということを断言されま
した。さらに無所属の中におりまして
も——これは無所属は私一人なので
す。これは社会党左派の立場をとつて
おるといふことを言明したわけでは
大臣自身が代議士の思想調査をするこ
とはこれは自由なことです。しかしこ
ういふところに公表することは、非常に
影響するところが大きいと思ひます。
す。しかもそれが正しいものならい
いのですが、間違つておる場合におき
ましては非常に問題だと思ひます。大臣は今
のところ、この法案に対しては非常に
世間から批判が起きている、自身とし
ましても日教組を、あるいは共産党を
というふうなことで言ひのがれを盛ん
にやつておられるわけですが、そうい
う自分の苦しいことを帳簿して、代議
士個人の問題にかかわるようなことを
そこで公言することは、私は行政官と
して行き過ぎじやないかと思ひます。
す。そういう点を取締るのが委員長と
しての責任だと思ひますが、今のよ
うな言動に対して委員長としては何ら
問題ないとお考えになりますかどう
か。
○辻委員長 確かに私も、無所属にお
つて社会党左派と同じような傾向のと
いう意味のことは聞取りましたが、そ
れ以外に何かありますれば速記録を調
べていただきます。しかし今私の聞きま
した程度のこと、あなたの仰せになつ
た程度のことであれば、特定の人をさ
しておることではありません、無所属
にはほかにいふかと思ひます。これ
はわかりません。
〔喜多委員 関連質問を許し過ぎる
よ、まずいんじゃないかと呼ぶ〕

いるから、あるいは日教組が実態において政治活動をやつておる、政治団体のような実態を持つておる、だからこの法律を出したというのではない。この法律を出した基礎は学校における教育というものがこわされてゐる実情、並びにそれがどういうことに原因してその法律案を出したので、それとちよつと離れて日教組そのものの実態あるいは日教組内における共産党の実情、こういうものについてはなか／＼捕捉したい、こういうことを申し上げたのであります。

○喜多委員 あなた今の答弁は、答弁になつていない。私はこう聞いた。今あなたのなさつた答弁から聞いた。外部からの不当な勢力という言葉を使われた。その不当なる勢力を持つのはだれだと聞いた。日教組だとおつしやつた。そうすると、結局は、この法案の対象になるのは犯人ですよ。その犯人の実態は何かと聞いておる。するとあなたは、外部からの不当な勢力を持つ日教組と言われた。ところが今の私の答弁には、今度はつけ加えて来て——調べる前にちよつとお聞きください。喜多に対する答弁は、教室の中における実態だ、こういうのでしよう。教室の中における実態というのは、義務教育の政治的中立性を失つた、言いかえれば教職員の自主性を失つた、おびえてゐるというか、おだてられてゐるというか、扇動されてゐるというか、それはいろいろ言葉でいいが、ともかくも義務教育の神聖性を失つて、ある勢力を教へてゐるという実態である。つまりあなたの二段目の答弁である。よろしい、私はそ

の言葉じりをつかまえるのではないが、その二段目の答弁、御答弁のうちの教室の中で特定の政党を支持したり、宣伝したり、扇動したり、教唆したりするということを対象にするのだという答弁、前の外部からの不当な勢力という日教組と、自主性を失つた教員活動というものの間に、一体何らの因果関係なしと認められるか、あつてお考えになるか。

○大達國務大臣 もちろん私は因果関係があると考えております。少くともこの法律は、ごらんになりますように、教唆、扇動というものを独立罪として取上げておるのであります。その教唆、扇動が先生の方に到達すれば犯罪が成立するのです。それによつて先生が取上げて動くか動かぬかということとは別なんです。そこで日教組の書類によつて見ると、日教組はそういうことを決議のうちに決定しておるのであります。たとえば、教師として平和教育——平和教育というものの内容についてはまた別であります。平和教育を進め、父兄、大衆の中に平和運動のオルグとなるか、あるいは平和教育を日常教育活動のうちで具体的に展開する、こういうふうなことが至るところに見受けられるのであります。これは日教組自身の方針であります。そうしてこの方針に基づく活動の中にならば、先生の具体的な教育活動の中にこれを展開する、こういうことを言つておるのであります。たとえ

育カリキュラムを編成し云々、こういう実践要領をつくつて平和教育の徹底をはかつてゐる。これに対して反動陣営は、平和運動弾圧の一環として山口、青森などの小学生、中学生日記の問題にして、赤い日記である、あるいは特定の政党を支持する教育である、一方的に騒ぎ立て云々、これは日教組の書類にあるのです。この書類に基いてやれば、山口県なり青森県のように別として、この種のものがやはり日教組の計画的な、組織的な教育闘争といひますか、その一環として取上げられておる。これは私は断定してさしつかえないと思う。そういう働きかけをしておるということが言ひ得ると思うのであります。

○喜多委員 もう時間がながいですが——あなたは私の質問がわかつていらつしやつておつしやつていらつしやる、ふて／＼しいのか、あるいはわからなかつたのだらうか、あるいは……あなた外部からの不当な勢力とは、日教組だとおつしやつた。私もそう思う。それから今の教室の中で、そういうテーゼとか指令が来てがんぜない子供に教えるということ。それはともあれ、そうすると、計画性を持つてゐる日教組というものは、これではつかまらぬですよ。そうでしょう。むしろ教室の中で教える人を罰するでしょう。そう解釈したらこれはどうしますか。

○大達國務大臣 喜多さん、それはちよつと思ひ違ひなんです。かりにそういうへんな教育をした先生が罰する、そういう場合に、その先生を罰する、こういうことはしないのです。

○喜多委員 たれを罰するのですか。

○大達國務大臣 先生にそういう教育をせよと言つて、教唆扇動したものを罰する。先生を罰するということになると、そこは非常に行き過ぎの場合が考えられる。それこそ警察官とか検察官が横から見ておつて、この先生のしたことは片寄つておるかおらぬとか判断をする。それは先生は罰しないのです。そこは間違ひないでください。先生は行政処分の対象になるかもしれないが、罰則は行かないのです。

○喜多委員 わかりました。そうすると、外部からの不当な勢力を押さへるのに、今までの御答弁のようにな——一体文部当局でどういうふうな、いろいろ第五條にありませぬ。この現実の問題、これはあつてしまひしょう。少しはずれたのだが……。そこでもう一つ伺います。一体義務教育の政治的中立性の確保というものは——これは世耕委員も言つておつたです。一体義務教育上における政治的中立性ということはどういうことですか。

○大達國務大臣 そういう言葉を使つたのでありますから、それは人によつて疑問を持たれたりあるいはその解釈を違へるかも知れません。しかし内容は今申し上げるうちに、基本法八條の二項にあるような方針が守られることを政治的中立性、こういうことに考えておるのであります。それで具体的にどういふことかということは、法律の内容でできることでありまして、その表現にそう長い字を書くわけに行かぬから政治的中立、とこつちうううに書いたので、その辺はこつちうううに御了承いただきたいと思ひます。

○喜多委員 その法律の内容はどこにありますか。

○大達國務大臣 それは法律の第三條に規定してありますように、「特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育」、それから二項の「教育には、良識ある公民たるに必要な政治的教養を与ふる」、これです。「必要な限度をこえて」云々、これがつまり具体的内容を示すものであります。

○喜多委員 そうすると、伺ひますが——一課からありますが「特定の政党その他の政治団体」、これは現実を言つて何に当りますか。

○大達國務大臣 これは現存する政党、こつちうううであります。

○喜多委員 「政治的団体」とは。

○大達國務大臣 「政治的団体」というのは、政治資金規正法ですか……。

○緒方政府委員 本法に申します「政党その他の政治的団体」とは、政治資金規正法の三條の定義をこの法律におきましてものとつたのであります。政党とは、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを本来の目的とする団体であります。それから「その他の政治的団体」というのは、政治資金規正法にいわゆる協会の他の団体でございまして、「政党以外の団体で政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的を有するもの」とこの政治資金規正法に定義をいたしております。こつちうううとつております。

○喜多委員 もう一つそのあとの「学校教育法に規定する学校の職員を主た

よ、これが出れば必ず下へ入りますよ。そこでまた上へ出て来ると、今のあなたの御答弁の範圍や深さは、むしろ私は悪化すると思う。同時に今の資本主義、社会主義、あるいは進んで共産主義の説明はいいんだという場合、それがどこまで公正であつたかという尺度は一体どこへ置きます。一々現場に検査官がだれかがおつて、税関で品物を調べるようなぐあいにはインスペクトできません。一体どこで、だれが、どうしてその良識を守るか。この法律だけで守れますか。

○大達國務大臣 私どもの方でこの法律案をつくりました場合に、できることならば八条の二項に書いてある、「支持し、または反対するための教育」これはとにかく教育基本法にきめられておるわけで、そしてこの限を越えてはならない。その限の内部でならば十分政治的教育を与えることはできる。しかしその限を越えてはならぬ。その限は、今の「するため」教育という字で言い表わしておるが、これは罰則をもつて臨むのでありますから、その限を越える教育というものをできるだけの確に把握する書き方を、そしてそういう教育の行われることを期したい、こう思つたわけでありませう。ところが今あなたのおつしやるように、どこで限を越えるかというところは、基本法の精神にもうたつておられますけれども、現実の取締り法規としては、あまりあいまいなことを言つたのでは行き過ぎになる場合があり得る。行き過ぎになつては逆に非常な弊害も考えられますから、従つてこの法律が対象としている行為は八条の二項の行為よりは範圍が

狭まつておりまして、その八条の二項のうちで明らかに把握し得る、つまり典型的な場合だけをこの法律の三条に書いてある、こういう考え方で私も進んでおります。

○喜多委員 八条の第二項のうちの典型的なことを第三条に盛つたというのは、二項でしょう。どこに典型的という……

○大達國務大臣 私どもの考えでは、基本法八条の二項の規定で、「特定の政見を支持し、又はこれに反対するための」教育という、その「ための」という字が問題なんでありませう。「ため」のところでは、支持しまたは反対するところの、つまり予備的な素地を与え、先入観を与える。八条の二項としては、こういう予備的な教育までも包含しておるのであります。しかし予備的ということになるほどの程度までか、こういう問題が起りますから、そこで八条の二項よりもわくを縮めまして、それで三条の一項には「特定の政見等を支持せ、又はこれに反対させる教育」、反対させるための教育というのではないうふうにはつきりさせたのであります。それから、それでも特定の政見をはつきり言うて、共産党を支持しなればいかぬ、こういうことを言うだけの場合に、そうなることは限定されるおそれがあります。ところが学校の教育の場でも、そこではつきり言う場合はおそらくないはずだ。また公職選挙法とか、そういう見地に立つ規定ではなくて、教育法規でありますから、そこまではつきり言わねども事実そう言つたと同じようになる場合がある。それをこの三条の二項にその言葉で書いて

たのであります。

○喜多委員 もう一つだけ許していただきたい。また順がまわつて来たら大いに御意見を伺いたいのですが……私はあなたのおつしやるようなまともな形で出て来ないと思う。だれも共産党とか、自由党とか、あるいは改進黨と使わないで、今度一つ／＼スローガンをとつて来たらどうでしょうか。平和と精神の高揚ということは私も言うが、共産党はなお言う。社会党左派はなお言う。けれどもその裏は、実をいうと平和憲法擁護ということは、どの政見を支持するわけでもない。特に教育基本法の冒頭文を言つておるのですと、これは自由党的立場から見ると、あの言いぐさはおかしいのだ、ああ言つておつて実は共産党が天下をつたらずに軍備をやるあれなんだ、こういふうにも解決できるでしよう。それからまた今度共産主義者が天下をつたるときになると、反対党のスローガンを宣伝しておるのだと、党の名前なんか出して海千山千で、われ／＼いふはうまいのですから、それは第三条の一項でも二項でも押えられないことになつて来ると思う。言いかえれば、この法律の構想、方途をかえて来ると思ふ。間違へる。そこでどうです。むしろレッド・パージのあの行き方で、共産党は非合法な方というものが保てるという教育の中性というものが保てると思ふのですが、それはどうですか。私は特別に時間をいただくことをお願いしたのですから、それだけお聞きして質問を留保しておきます。

○大達國務大臣 この法律はただいま申し上げましたように、対象になる行為を非常にしぼつております。その意味で役に立たぬのではないかと御心配があらうと思ひます。ただこの申し上げたような関係から来ておりますが、教員がこの法律と別に八条の二項に抵触するような教育を行つた場合、これは教員としての職務上の問題でありませうから、懲戒処分の対象にもなるし、罷免の理由にもなるのであります。ただこの場合はこうしなければ的確に捕捉し得ないからこうしたのであります。そこで今の平和を守る、平和でなければならぬ、これはそれだけ言つて悪いといふことはどこにもないのです。しかしながら一連の教育の中に、たとへばソ連といふものを非常にほめ立てる、それから平和教育といふことで共産党の掲げておるような政策をそのみに限つて子供につき込む、こういうことがかりにあるといひます。そういう教育が行われたとすれば、それは言わないでも共産党を支持するに至りしめる教育である、こういうふうには私も考へておるのです。だからそういう教育が行われれば、これはやはりこの法律の対象になる、こういうふう

に思ひます。

○喜多委員 それではとにかくこれで打ち切ります。あとで順番の来たときお尋ねいたします。

○長谷川(峻)委員 先ほどから文部当局と委員の質疑応答を聞いておる間に、参議院の文部委員会に対して社会党の委員の方から調査要求をしたその資料が整つておるやに聞いております。先ほど来の質疑応答の重大な要素になつておるようですから、この文部委員会においても提出されるように、委員長の方でおとりはからひ願ければつこうだと思ひます。

○辻委員長 承知いたしました。御異存なからうと思ひますから、私から調査へ要求をいたします。

なお先ほど世耕委員から要求されました日教組の予算書でございますが、これは私から要求する権利としてはありますまいけれども、この法案審議の上の貴重な資料と思ひますから、提出方をお願いしようと思ひますが、断わればやむを得ません。どうか御了承をお願いいたします。

○野原委員 私は、世耕委員と喜多委員から質問されました事柄に対する関連事項だけを、実は今後の審議上必要でございますので、大臣に御質問いたしたいと思ひます。簡単に申し上げまして、私は、先般本会議におきまして、私が教員の思想調査について質問いたしました際に、その質問はでつち上げであるといふような御答言もございました。なお本日この委員会におきまして、でつち上げであると聞かれました。こういうことを言われておるのでございますが、警官が教員の思想を調査したとか、あるいは教員に不当な圧迫を加えたといふ事実は毛頭ないといふ意味の御答言でございますか、承りたいと思ひます。

○大達國務大臣 私が、先般の本会議の際、また今日、でつち上げという字を使つたかもしれないが、それは、はたして教職員を対象にして思想調査が行われるとするならば、これが警官の手で行われることは穩當でない、だからそういう事実があるのかないのか、あるのならやめてもらいたい、こ

ういうことを国警長官の方に申し入れたのであります。それに対する長官の返事では、自分の調べたところでは、大部分はでつち上げである、それから教職員を対象にして思想調査をしたというふうな事実は、少くとも国警としてはそういうさしずをしたことはいない、またその必要もない、こういう回答を得たのであります。そのことを申し上げたのであります。でつち上げであるとかないとか、警官が調査をした事実があるとかないとか、これを私が断定したのではない、その意味で申ししたのであります。これは答弁の速記をごらんくださればおわかりになることと思ひます。

○野原委員 ただいまの警官の思想調査のことに対しては、先般の速記録並びにたまたまの大臣の速記録を素材といたしまして、後日私は質問をいたします。

次に簡単に承りたいのでございますが、大臣は、世耕委員の質問に対して、文部省が教員の思想調査をすることは当然なことである、文部省が教員の思想調査をやるということは、これは当然過ぎるくらい当然のことであつて、何ら憲法に抵触しないというところを申されましたが、この点について、以上私のような受取り方がよろしいかどうか、もう一度はつきりおつしやつていただきたい。

かいうことがあれば、これはよろしくないけれども、そういう方法によらずして思想の調査が行われること自体が、憲法の違反であるとか何とかいうことは問題はないと思ふと言つたので、文部省が言つたわけではありませんが、そうしてさらに、同様なりくつになるけれども、警察官がやる場合においては、これは一種の圧迫感を相手に与えるから適當でない、こういうふうな言ひたつてもあります。

○野原委員 思想調査をすること自体は憲法上問題ではない、このように再度申されましたが、このことは実は非常に重要な内容を持つておりますので、私はこの問題につきましては、いづれあらためて緊急質問の形なり何なりで大臣にお伺ひしたいと思ふので、以上で終了します。

○辻委員 休憩をいたしまして、午後二時半より再開いたします。

午後一時二十五分休憩

午後三時四分開議
○辻委員長 休憩前に引続き会議を開きます。小林信一君より緊急質問の申出がありますので、これを許します。

○小林(信)委員 先ほど私は関連質問の中で、大臣の答弁が単に個人の問題でなくて、委員会の運営に影響するよきな問題がありまして、その点委員長に適當な措置をとつてくれるかどうかお尋ねしたのでありますが、そのことについては必要はないというふうな見解からして、今ここに委員長の絶大な御配慮によつて緊急質問をすることになつたわけでございますが、委員長としても委員長の見解もあるでしょう

が、往々にして与党的な立場から黒を白というふうなことも私あるのじやないかと心配するものです。もしそういうふうな結果からして、この法案がどういふ結果をつけようが、それに国民としての批判が起るようなことがあつてはならないという思いやりから、私はたまたま質問したわけでございますが、大臣がそうでない、あるいは委員長のそうでないというならば、今ここで大臣の御意見を承りたいと思ふのであります。

先ほど大臣が世耕委員の質問に対して、日教組がいかにか左派一辺倒であるかというのを立証するために、日教組に關係のある議員は全部社会党の左派である。中に無所属議員もあるけれども、これも社会党左派的なものであるといふことを言われたわけですが、これはたまたま無所属にある者がさうであつても、そういう思想的な動向に対して批判がましいことを言うことは、これは非常に問題が起るやういのではないかと私思ふわけです。たといさうであつても言ふべきことじやない、ましてさうでない場合は大きな影響を及ぼす場合もあるわけですから、大臣としては委員の質問に対して最も適切な答弁をするということは、これは大事かもしれませぬけれども、だからといつて個々の議員の問題にもわたるようなことがあつては私はいけませんと思ふのですが、この点について大臣はどうお考えになりますか、お伺ひいたします。

○大達國務大臣 午前中の世耕委員の御質問は、たまたま小林委員が言われた事柄について、左社一辺倒であるといふふうな思ひが、大臣はどう思ふか

といふような意味の御質問であつたのです。それで私は、左社一辺倒のようにも見えるし、またさうでなしに、日教組といふものをむしろ主体にしたもののようにも見えるという、どう思ふかといふことに對しまして私の見るところを申し上げたのです。私はさうだとかあだとかいふ断定的な意味ではないので、私の見るところを申し上げた。その場合になるほど大部分の人が左社に入つており、また無所属で出られた方も大体その方向でおられるように思ふ、そういうふうな私は見ておる、こういうことを申し上げたので、この場合だれかこれといふ特定の人をさして言つたといふ意味ではありませんので、その点は御了承願ひしたいと思います。

○小林(信)委員 もちろんだれかこれを特別にさして言つたことではないにしても、無所属の者をさういふ思想傾向にあるといふことをあなたが一先ほど申しましたように思想調査することはこれは自由なことです。しかしそれをさういふ場合に公表するといふことは非常に独断じやないかと思ふのですが、大臣はそれはさしつかえない、さういふふうにお考えになるようです。大臣は非常に信念を持つておいでになるから、めつたに人の意見といふものをいれど私の話の中にもさういふ言葉があらつたのです。あなたはもし社会党左派でないならばこの法案に賛成しない、さうすれば立証されるじやないか、これはとんでもない言ひ分なのです。大臣が自分の発言したことが誤解を招いておるわけなのです。その誤解といふものを議員自身が持つてお

る。それにはこの法案に賛成すればよい。さういふことは行き過ぎではないですかどうですか。

「じやうだんで言つたんだ」と呼ぶ者あり

○大達國務大臣 これはあなたとの個人的な話の際に、あなたとの懸念づくでじやうだん半分に言つたので、それを一々たてにとられたのではうかつかり話もできぬといふことになります。私は決してさういふ意味で言つたものではありません。

○小林(信)委員 私は少くとも個人でなくて、委員会の問題と考えるからこそ、委員長にも、たま／＼そこにおられた大臣にも真剣に話をしたので、従つてあなたの言つたことも私はやはり真剣な氣持で受けたわけですが、今こゝでは、それはじやうだん半分で、これに向つて一々真に受けられてはたまらぬ、それではじやうだんにも話ができませんといふふうなお話ですが、しかし私はとにかく真剣にあの問題を委員長に交渉しておつたときなんです。たといそれがじやうだんであつても、議員といふものを無視してゐることは、その中に十分現われてゐるわけなんだ。おれの言つたことが悪かつたら君自身がこの法案に賛成したらいじやないか。何といふそれは暴言だ。私は実に恐ろしいものを感じた。それが大臣の性格であり、それがひいては議員に及ぼすところの影響といふものが多分に出ておる。おそらく大臣としてはこの法案を通すといふことの裏には、要するにわれわれのような存在といふものは、なるべくなくさうといふ考えが多分にあるのじやないか。従つてこれは、大臣がいかにか答弁しようが、委員長がどう

いうふうにお考えにならうが、無所属の中で日教組に關係のあるのはばく一人なんだ。これに對して無所属はたくさんある。あつたてばく一人なんだ。さつきからの話合ひから出て来るものは、私も特別にちやんと世耕委員から名前を呼ばれた。世耕さんは非常に私の立場を正しく理解してくれたのだ。そういうことからすれば、当然私を諍勝しておるのです。私は自分個人の問題でないと思う。もし委員長がこういうことを許し、委員会が許すならば、大臣のその発言によつて、この法律が最も有効適切に行われるように、議員がある場合にはこの次の選挙に大きな障害があるような言葉を言うことが出来る。あるいはいろ／＼な暗示を与えて、ことができるわけなんだ。それこそ大臣が、教育的な政治的な中立性を確保するという名目のもとに、自由党的な偏向を持つたものをつくる結果にもなるわけだ。私は先般の委員会におきまして、この法案こそ、大臣は政治的にはまず／＼中立的な立場で扱つていただきたいというのを特にお願ひしたわけだ。だから私は先ほどそういう点から真剣にお話をしたのである。これに對しても大臣は何ら改める必要がない、そういう言動をしてもさしつかえない、こういうふうにお考えになるのかお伺ひいたします。

○大達國務大臣 先ほど言いましたのは、これは午前中の委員会は一応落んで、そして委員会を離れて、あなたが私におつしやつたから、懇意づくでしようじやうだんというか、まあじやうだんを申し上げた。それを委員長がこれを許すとか許さぬとか、そういうことをもし委員長が許して、そ

う発言が行われれば、審議の公正は期せられない。だからそういう発言を慎んで、政治的中立の立場でこの審議を進めるようにしてくれと言われまうが、これは委員会が言つたのではないのですから、それはあなたに對して失礼になれば、たいへん悪いことをしましたというので、あやまります。小林(信)委員「あの言葉はあとですが、前の言葉を言つておる」と呼ぶ。それではもうあなたとはうっかり話ばかりきぬということになります。これはこの委員会の席上で言つたのではないのです。私が言つたのは、あなたは自分一人をさす、自分しか無所属はおらんのだ、こういうふうにおつしやつて、非常にきげんを悪くされたのです。しかし私はあれは決してあなたのこととさして言つておつたのではないのです。これは私は前に公認された人を一々覚えておりました。その中には無所属もおられたという記憶があつて、それで非常にあなたはやかましく言うから、(小林(信)委員)やかましくとは何だと呼ぶ。実は帰つて調べてみたのです。調べてみると、当時教職員政治連盟で、この公認候補は無所属の人が相当入つております。あなただけではないのです。(小林(信)委員)だれがいるかと呼ぶ。川村義、これは落選しました。落選しましたけれども、無所属で公認された。(小林(信)委員)「ない人がいかなる思想傾向にあるか……」とつぶやいて、思想傾向なんて言わない。それから鈴木一君、これも無所属で出ております。これは現に参議院に議席を持つておる。これも無所属で公認された人です。それから加瀬完君も公認で當時は無所属です。湯

山勇君も選挙に出られたときは無所属で、その後左派に入選せられたという。ことに私の調べではなつておる。私は決してあなただけを目ざして何も言つたわけではありません。ただ私は一々覚えておりました。それで大部分が左派であつて、一部は無所属であつた。こういうふうに言つたのだ、それを特に自分のことを言つたのだというふうにあまりやかましく言われるのは、私はそういうつもりでないのです。から、もしそういう誤解があつたら、そういうつもりでなかつたということをおひとつ御了承願ひたい。

○小林(信)委員 その連記に載りますから、私も一言言ひますが、じやうだんのときというじやうだんのときは、はからずも裏書きするやうなときであつて、私が問題にしておるのは、あなたがこの委員会の席上でもつて発言をしたことを取上げておるのだ。そういうあなたはこのに來るまでいろいろな材料を集めまして出して來ておる。そのときは現在ここに出来ておるもので、それは社会党の左派に行つておる、そして中には無所属に在る者もあるというふうにちやんと言つて、しかも私は、私自身の問題でこの問題を取上げておるのではない。そういう発言が許されると、いよいよ自由党の野望であり、政府の野心であるところのこの法律が、単に法律的効果ばかりでなくて、議員を誹謗して、そしてその立場をなくさせるやうなことで出て來るのだ、こういう警戒を私はしておるわけでありまう。大臣はいろいろなこと非常にごまかしますが、最後に言われた、もしそういう誤解を持

つならば今後氣をつけるというならば私は何をか言わんやでありまして、これは大臣といえども人間でございますから、失言があるかもしれませんが、しかし何と申しまして個人にわたることは非常に重大な問題です。先ほどのような自由党から非常な氣勢がかかつたときには、いかに洗練された大臣であつても思わずその氣勢に左右されまうということがあるかもしれませぬが、今後十分氣をつけていただきたい。これだけお願いして私は終ります。

○大達國務大臣 私は繰返して申しますが、個人のことを言つたつもりはあつたけれども、いやしくもこの席に在る者だけについて限定しての話は――世耕さんもそんな意味で話をされたのではない、世耕さんの読み上げられたものも何もこの席に在る人だけを讀み上げたのではない。だからそういうふうにおつしやつても、私は決してあなたのこととさして言つておるのじやない。あなた自身のことを言つたと思ひ込んでおられるやうだが、(小林(信)委員)「ぼくのことじやない、議員全体なんだ」とつぶやいて、議員全体なんだとつぶやいて、いふやうなことでありますから御了承願ひたいというのであつて、あれは私はあなたに對して特に名を上げて言つたやうで悪いから氣をつけたと言つたのではないのです。あなたのこととさして言つたのではないから、その点は誤解のないやうにしていただきたい、こういうことを言つたのであります。

○辻委員長 小林君、もういいじやありませんか。
○小林(信)委員 ぼくにそういうふう

なことを言つたつて、ぼくは何とも思はないのです。しかしそういうことは大きく言えば吉田さんが大分国会輕視をやつて非難を受けておる。そういうことはやはり閣僚の中にもだん／＼浸潤して來て、そしてそれが委員長あたりのずさんな運営からます／＼機会を与えて、そして委員会というやうなものに法案審議より、もうとんでもない方に問題を持つて來るやうになつたら、やはり国会というものはまともでない。私自身ではない。先ほど申し上げましたように現に国会に在る者の中にも、社会党左派に属する者が大部分だけれども、無所属の中にもある、それがどうだというやうな、こういう議員の思想動向に對して推定したものをこどもつて言うということはまことにけしからぬ。もしこういうことを言うならば、自由党の各位あるいは改進黨の各位の思想動向についても一応言わなければ公平を欠くわけなのです。一人だけ摘出されるとこれは非常に迷惑だから、大臣今後氣をつけていただきたいと思ひます。

○辻委員長 それでは次に教育委員会法の一部を改正する法律案、教育委員会法の一部を改正する法律の施行に伴う關係法令の整理等に関する法律案、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。質疑を許します。委員各位に申し上げます。提案者より今申出がありまして、ただいま三案を一括して議題に供し、質疑をやろうと思ひましたが、実は前の二法案につきましては、辻原君がその答弁に當ることになつておるやうでございます。それ

で市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案にのみとめてもらいたいという申出でありますから、その点も含みの上この法案につきましても御質疑をいただきたいと思ひます。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案につきましても御質疑はございませんか。――御質疑がなければ議題を変更したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○辻委員長 それでは議題を変更いたします。

なお先日の理事会において申し合せまして、本日の午後は議員提案五件を議題にすることになっておりますが、残余の二法案につきましても提案者であります前田榮之助君がまだ来られませんが、従いまして議題をかえまして、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案外五案の政府提出案を議題とし、審議を行います。ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○辻委員長 速記を始めて。竹尾君。

○竹尾委員 午前中に日教組の問題で、いろいろ質問や答えがありました。私が、私も日教組の件につきまして、若干大臣その他文部当局にお尋ねをいたします。

まず第一に、教職員の団体は地方公務員法の第五十二条を受けてまして、教育公務員特例法の二十五条の六項で、その連合体の組織が規定されております。そこでこの職員団体は、私の記憶で誤りがなかつたならば、一昨年の五

月十日にこの交渉団体としての資格を喪失したように私は思ひますが、その点についての御答弁をお願いいたします。

○緒方政府委員 ただいま御指摘の通り、教育公務員特例法の附則の第五項によりまして、教職員の都道府県の団体は、昭和二十七年五月十日まで存続することができると規定がございまして、この日をもちまして一応存続することができなくなりました。その後二十五条の六によりまして、特に都道府県の当局と交渉するために、当分の間都道府県の範囲内で連合体を組織することができるようになつたわけでございます。それで都道府県の単位団体としての性格は、二十七年五月十日まで、その後は連合体として切りかわるという建前に相なつておるわけでございます。

○竹尾委員 そこが非常に重大な点であります。今局長の御説明を私は了承いたしますが、そういうしますと、県単位の組合というものは、これは法的には認められない、こういうことになる。そこで教育公務員特例法の二十五条の六で連合体の組織は認めていゝる、こういうことですね。ところがここで御尋ね申したいのですが、連合体と申しますれば、地方教育委員会が設置されて、その各市町村の地教委に適応したところの職員団体ができ、それが集まつて連合体というものがつくられる、こういうことになると思ひます。そこでそういうような市町村単位の職員団体があつて、それが連合体をつくられていゝるという府県は非常に少数だと私は思ひますが、どのくらい全

国にできていゝるか、そのことをちよつと御答えて願ひたい。

○緒方政府委員 ただいま御指摘のよう、市町村の単位団体ができまして、その単位団体の連合体として都道府県の範囲においてできることに相なつております。そして都道府県の連合体は府県の人事委員会に登録いたすことに相なつております。ただ、今お話のように市町村の単位団体ができまして、それがさらに連合体をつくつておるところは何府県かという御質問でございますが、それにつきましては、文部省といつたしましても的確な調査が今ありませんので、何府県ということはいつたしましても、都道府県の人事委員会に登録いたしまして初めて適法な交渉ができる、かように相なつておる次第であります。

○竹尾委員 当局でおわかりにならぬという、それだけこの連合体というものはつくられておらぬ、こういうぐあいに解釈してよろしいと思ひます。そういうしますと、現在各府県にありますが日教組の団体というのは、これはただ単に黙認されているところの団体にすぎないと思ひます。一番大事なところ、これはきわめて少数だと私は思ひます。これはどうも当局としていかぬと思ひます。一番大事なところのだけども、どうですか。

○緒方政府委員 各府県におきまして、人事委員会へ登録をいたしましたし、それが登録を受けられておるわけでございます。これは適法に交渉ができるわけでございます。大体各府県の連合体としては人事委員会へ登録いたしておるよう聞いております。都道府県の人事委員会に登録をいたさなければ、適法な交渉はできないわけでありまして、大体登録をいたしてやつておるというふうに見ております。

○竹尾委員 登録をしなかつたならば交渉ができない。交渉と申しても、御承知のように、これは給与、勤務時間その他そういう経済的な条件だけなんだから、それをやつておるところを見れば、登録をしていゝるであらう、こうおつしやるのですか。それはつまり現在ある日教組の各府県の団体というのは、全部適法的に認められておるところの職員団体である、こういうふうな御解釈されるのですか。

○緒方政府委員 その点でございますが、各府県の人事委員会が登録を受け付けておりますならば、これは適法な団体でございます。大体受け付けておるよう存じておる次第でございます。ただ詳細な点につきましては、文部省といつたしましてもよくわからない点がございます。

○竹尾委員 どうも当局の御答弁は私承服できないのです。人事委員会に登録しておる団体の方がきわめて少数だと私は思ひます。それは調査が行き届いておらないから答弁ができない、こういうことはどうも当局としていかぬと思ひます。一番大事なところのだけども、どうですか。

○緒方政府委員 お答え申し上げます。今の点は的確な数をここに資料として持ちませんので、調査いたしました後刻御返事申し上げます。

○竹尾委員 的確な数がない、こうおつしやるけれども、これは非常に重大だ。こういうところに文部当局の怠慢があるとすればあるのであつて、一番大事なところである。そこでこれから以上は仮定の問題になります。やむを得ないのだ。あなた

たの方で資料がなくて、大体人事委員会に登録されているであらう、こうおつしやるから、あとは私の仮定の問題になります。ついでにお尋ねいたしますが、いつごろわかりますか、大至急やつていただきたい。そこでもしも登録しておらないとすれば、現実にはそういう職員団体がたくさんあつて、その人たちが非常に活発な運動をしておるわけなんだから、これはやみ専従という言葉を使つておられますが、そこに働いていゝる先生はつまり合法的に認められないところの存在である、こう解釈してよろしいですか。

○緒方政府委員 お答え申し上げます。もしも登録をいたしておりません場合には、当局と適法に交渉することができないのでありますから、そのための専従職員というものは適法でないと思ひます。

○竹尾委員 今の日教組の団体というものは登録されておらないように私は聞いていゝるんです。そういうしますと、御承知の通り、そこに勤めている専従者は、直接地方委員会の任命権者の専従許可をもらつてやらなければ合法ではない。そういうことを考えますと、今の専従職員というものは、よく言われるやみ専従が大部分である、こう解釈されるわけですか。そうした人たちが文部大臣あるいは文部当局なりに面会するとか、こうしてくれ、ああしてくれというようなことに対して、大臣はこれに対して一々面会しなければならぬような義務は全然ないと思ひます。うんですが、その点御答弁願ひたい。

○大達國務大臣 日教組の問題は別といたしまして、日教組は法律的な根拠を持つた団体ではないように私は承知

しております。いわゆる契約による任意団体にすぎません。従つて団体交渉というような権限があるべき筋合いのものではありません。私は、日教組の代表者の諸君に面会をするときには、そのつもりで会つておるのであります。その都度要求書が出ますから、これは団体交渉では決してない、われわれの方ではただ陳情という以上には考へておらぬからということは、実はその都度念を押して参つておるのであります。これに對して日教組の側の人も何らの異議はさしはさんでいないのでありますから、日教組側でもその点は了解していることと思つております。

○竹尾委員 これがいわれるところのやみ専従でありましたならば、無断の欠勤をして、府県の本部に詰めかけて勤務している、こうとれるんですが、その点の解釈はどうですか。

○緒方政府委員 専従職員は、先ほどお話の通り、任命権者から専従許可をもらつて活動するのでございますが、もしもその許可がなくて、かつてに組合の事務に専従すれば、これはもちろん不適法でございます。また専従職員は給与を受けてはいけないことになつておりますが、給与を受けて、いわゆるやみでそういう行為があるとすれば、これはまた不適法だと思います。今御指摘の登録を受けない団体で、その団体が適法な交渉ができない場合には、この専従者もまた適法ではありません。

○竹尾委員 そういう点の調査が局長としてまだできておらないということですが、適法でなく勤務しているという一、二の例はないですか。

○緒方政府委員 これは和歌山県で、

今のやみ専従の問題が問題になつたことがございました。適法な専従許可をとらないで給与を受けて組合運動に専従しておつたというような例がございました。これは問題になつたのでございますが、今までもありました事例といひましては、そういう事例がわれわれの手元に入つておるのでございまして、

○竹尾委員 今の御答弁によりまして、こういう方面の調査が行き届いておらないという感じがいたします。で、この法案を審議する場合にこれは非常に重大なるポイントになりますから、至急ひとつできるだけ正確なる御調査をお願いいたします。この点についての質問は、いづれ後日に譲ることにいたします。

そこでもう一つ、これに関連するお尋ねですが、御承知のように日教組は、相当高額の組合費と申しましようか、そういう金を毎月徴収しておるようでありまして、それでこれは人事院規則であります。月給をもらつて前これを天引きするということも許されなはずなんですけれども、この辺が非常にあいまいで、おそらく天引きされておるのじやないかと思ひますが、その点についてひとつお答えを願ひます。

○緒方政府委員 御指摘のように、天引きで組合費をとられておるといふことは、実情のように思つております。

○竹尾委員 今、日教組の問題が非常に問題になつておりますのは、いろいろの点がありましようが、非常に厄大な組合費が日教組に集まつて、その組合費によつて非常に積極的な運動が行われておる、こういう点にいろ

いろ批判があると思ひますけれども、私はこういう会費はやはり教職員の手元に納まつてから支払うべきものでありと思ひますので、そういう点について当局は考慮を払つたことがございしますか。

○緒方政府委員 この問題につきましては、御承知のように、地方公務員に對しまして労働基準法の適用が——これは一部はございせんが、この適用のある条文もございせんが、そのうちに、賃金の支払いに關しましては、地方公務員に對しまして労働基準法の適用を受けておるわけでありまして、第二十四条に「賃金は、通貨で、直接労働者に、その金額を支払ふなければならぬ」という規定がございします。しかし但書におきまして、もしもその事業場におきまして労働者の過半数で組織する労働組合があるとき、または労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者と使用者との間におきまして、書面による協定がありまする場合に、賃金の一部を控除して支払ふことができる」という規定があるのでございします。一面地方公務員法におきましても、職員団体は当局に對して団体交渉はできませんけれども、書面による協定はできることになつております。従ひまして、当局と書面によりまして、賃金の一部を控除して支払うという協定がありま場合は、これは一部控除して支払ふことも可能であると思ひております。

○竹尾委員 これは日教組が、昭和二十二年ですか、労働組合法によつてつくられたときの規定だと思ひますけれども、その後御承知のようにこれは労働組合法でつくられておりませんか

ら、そういう關係でこれを天引きをするということとは、公務員法の規定を準用するとか何か知りませんけれども、そういうことはいかぬと私は思ふのであります。そういう点を私は法律的にどうのこうのということをお尋ねするよりも、そういうことに対して適法は何分の処置をとつたのか、それからそういうお考えがあるかどうか、そういう点について聞きたいのです。

○緒方政府委員 ただいま私は法律の解釈を申し上げましたが、現実にはこういう協定があるかどうかというところは、これはよくわかりませんが、協定なくしてかようなことがあれば明らかに違法でございしますし、労働基準法並びに地方公務員法の精神から申しますと、直接支払ふことが原則だと思ひます。よく調査いたしまして善処したいと思ひます。

○竹尾委員 この組合費を直接支払うか、一度手元に渡つてから支払うかというところは、非常に事務的なやうですが、非常に大きな問題をここに包蔵しておるわけであつて、現行法によつてそういうことができないとすれば、単独立法なり何なりしてこういう点をはつきりさせなければならぬと思ふ。その点について大臣、何かお考えございせんか。

○大連閣内大臣 これは一般の労働組合等についても全体として考えなければならぬ問題じやないか、私はさう思つております。ただ教員組合の会費の徴収について——その協定があるかどうか、従つて法律に違反していかどうかという点はしばらく別として、たゞ現実の問題として、組合員の側から特にそれは困るとい

異議があつた、こういう場合に、それを天引きでとるといふことは不当であることは、これは申すまでもないと思ひます。ごく平たく言ひまして、これは労働団体とかいふものだけではないに、クラブのようなものでも、便宜上さうな扱いをする事例が世の中には往々あることであるから、特にこの場合だけについて何か特別の措置、特に立法措置をとるといふようなことは、これはよほど検討してみないと、簡単にには行かない問題である、こう思つております。ただ組合員の中に、その天引きされては困るといふ異議を申し立てる場合に、これを無理無体になんて引きつけてしまふ、こういう事態が起ればこれは放置すべきものではない、かように考えます。

○竹尾委員 いずれこの問題につきましては、また後日質問をいたしたいと思ひます。

そこで少し方向をかえましてお尋ねいたしますが、高津委員はしばしばこの委員会の席上で——問題は山口県の事件ですが、こういう例はきわめて異例であつて、少いのだ、こういうことを申されております。実は山口県の日記事件が問題になりました岩国の教育委員会の方から——ここに傍聴に見えられておられるかもしれませんが、直接私はつい先刻承つたのですが、これにはいろいろ議論があつて、いろいろの点を申されております。その点はこので申し上げませんが、私のお尋ねしたいのは、こうした事例は、ただ単に山口県にのみ起つてゐる、こういうぐあいには私は考えられない。非常に組織的、計画的なものであるとも考えられる節がございします。これは一例で

ありますが、この法案に対する反対運動の要旨を見ても、私の方で質問を受けますが、その反対の要旨はほとんどきまつておる。政治的自由を奪うものであるとか、基本的人権を阻害するものであるとか、それから三猿主義であるとか、どこでも同じような紋切型の質問を受けます。ということとは、そうした質問に対してすらも一つの組織的な何かがありまして、そうして一箇所から流れているんだという印象を私は非常に強いたしますが、この事例はあの欄外の文章を見ても、ただ単に偶然に思いついて書かれたものとは私はどうしても考えられない。京都の事件、群馬県の事件等々を考へても、そこに一つの関連した、一脈の指導方針がある。こういうぐあいにしかとれないと思うのです。その点についてこれはきわめて異例であるとおつしやいます。しかしこうした例はわれわれが知らないものであつて、どこにもかしこにも相当たくさんある。こういうぐあいにしても私はさしつかえないと思うのですが、こういう事例は計画的なものであるかないかということについて、大臣の御所見をひとつお聞かせ願ひたい。

○大達國務大臣 山口県の日記の場合には最も典型的な場合であると思ひます。御承知の通りこれは私もから見ますと、竹尾委員のいわれるように偶然たまたま起つたというものではないと思ひます。これは県教組が編纂をしたのでありまして、それが岩国の教育委員の間に問題となつて、ある程度は紛争を生じた場合に、日教組がたまたま宇治山田市において大会を開いておつたので、決議をもつてこれに嚴重な抗議を申し込んでおるのであります。なおまた日教組の書類について見ましても、山口県のような場合を特にあげて、下部に対してそういう指導をしておる点が見受けられるのであります。また世界の教員連盟ですか、これは日本の教員の代表者ということでは何人かの人が出席をされておるのであります。そこで日教組を代表しておられる人々から、この山口県の記事というものを取上げて、日本政府の不当な弾圧を受けておるんだ、こういうようなことが報告をされております。これら一連の事実によつて考えますと、決してこれは偶然に起つたものとは私思ひません。やはり一定の組織的、計画的な意図のもとにかような方針がとられておるのである。その最も典型的なものとして山口県の「小学生日記」が現われて来た。こういうふうに思ひます。

○竹尾委員 そこでこの日記も関連するのでありますが、この「小学生日記」というのは、出版されたところが山口県の県教組であつたと思ひます。そこでこの団体は、文部省から見れば任意団体である、任意団体であるかないかはこれからの調査によつてわかるんだけれども、任意団体であるというのを前提としておつた、それを文部省は一応承認しておるのでございましょうか。こういう団体で「小学生日記」とか、「冬の友」とか、あるいはその他たくさん出版物を出版されておる。これはもうかるるときもあるし、損をするときもある。山口県の記事は、ついさつき私は承つたのですが、最初出版したときにはほとんど売れなくて困つた。ところがこれが問題になると俄然売れ行きが非常によくなつた。残本が全部はけてしまつた。こういうことであります。春秋の筆法をもつていたしますれば、これはむしろわれわれの反対したような者のために売れ行きがよくなつたということにもなりましようが、これは営利事業である。そういう日教組が営利事業を行つて、大休において莫大なる——莫大か、相当か、とにかく利益を上げておるということは事実なのであります。こういう点についていへば、私は教育に關係する団体が出版業をやるといふようなことは、決して好ましくないと思ひますが、その点について文部当局はどういうふうなお考えを持っておるか、お尋ね申し上げます。

○緒方政府委員 県の連合会が、これが適法で、交渉団体であるかどうかという点は別としてしましても、かりにこれが適法で交渉団体であるとしたとしても、その法律に保護されております権限としては、先ほどお話のように、勤務条件の改善につきまして当局と交渉することではございません。そのほかの行為をやつてはいけません。このことではないのであります。しかしながら、たまたま御指摘のような教育上、特に基本法第八二条に抵触したような教材を出版するといふようなことは、これは好ましくないことではございまして、誠に遺憾なればならぬことだと存じます。文部省としては基本法第八二条に抵触したといふことになりますれば、十分監督いたさなければならぬと思ひます。その措置は所轄地方教育委員会が議して行くことになつておると思ひます。

○野原委員 竹尾委員の質問に關連いたしまして、三文部大臣並びに緒方局長に対してお尋ねしたい。まず第一点は、緒方初等中等教育局長は、竹尾委員の日教組の組合費に關する質問に対して、組合費は大体日常是天引きでなされておるといふ御答弁をいたしました。これは御確認願ひたいと思ひます。そこで一体何によつてあなたはそのような御答弁をいたしましたのか、承りたい。何を根據にして、日教組の組合費は組合費を出しておるのであります。その組合費は天引きでなされておるといふ委員会において断定されるのか、はつきり根據を出してもらいたい。

○緒方政府委員 お答え申し上げます。私は天引きといふ言葉を使ひましたのでありますが、これは給料をもらいますときに、その給料の袋の中から差引かれて本人が受けるということをして申したのでございまして、それはいろいろの場合があると思ひます。先ほど申しましたように、もし書面の協定によつて当局で俸給の一部を差引いて支払うといふことになつておりますれば、まさにこれは天引きであると存じます。あるいはそのほかの協定によりまして事実上天引きと申しますが、組合費を差引かれて払われておる場合が多いだらう、こう考へる次第であります。

○野原委員 竹尾委員が組合費は天引きでなされておるのではないか、こういう質問をした場合の天引きという意味は、実は単に給料袋から本人の事前の了解のもとに組合費が差引かれておるということではなくて、実は何かしらそこに強制的な一つの圧力が加わつて、本人が出したくないにもかかわらず、その組合費が天引きされておるのではないかという意味の質問であることは、これは間違いない。もしそれでないならば、竹尾委員の質問というものは何ら意味のない質問なんだ。この文部委員会において意味のない質問をされておるのだ、そこであなたは何を根據にして天引きがなされておると言ふのか、たとえば給料袋から事実上引かれておることを、かりに天引きと解釈してもよろしいやうございしますが、そういうような断言をなされたあなたの方の根據、それをひとつはつきりおつしやつていただきたい。

○緒方政府委員 これは私たまたま申し上げましたように、少くとも事実上給料から差引かれて組合費が払われておる、こういうことを申し上げたわけでありまして、天引きの場合ももちろんあるかも知れない。その何を根據といふことではございしますが、これは大体組合費等につきましても、これは大體に相なつておるし、私も地方等におりまして、大體実情を存じておりますので申し上げました。

る、こういう緒方局長からの答弁があったのでありますが、それに關連してさらに話が進んで、特定の組合員がこれを非常に不利とするような申出があった場合はどうなるか。そういう場合はまたあらためて考えるというふうな意味のお言葉があったが、世界で一番発達しておる英國の労働運動史を見ると、組合費の徴収の根元を押さえるというのを資本家は一番考えるのです。それでさすがに自由党の代議士だけあって、その組合費を納められないように、何とかその財源を断つ方法はないかという意味から、そういう動機から、質問が出ておるのであるが、何人かの流行かぶれの人がどこかにあつて、訴訟を提起することができると、きよの委員会のこの発言がヒントを与えることによつて、そういうはずかしい、もう解決済みの問題が、また日本に起るであらうというのを私は憂えるものであります。もう二十世紀も五四年のまん中まで来ているのです。そういうことは十九世紀の問題なんです。あまりにも労働運動に対して理解がなさ過ぎる議論が、こゝで行われ過ぎておると思う。いろいろ聞いたことはありますが、私はそれだけの希望を述べて、きよの閣連質問を終わります。

○竹尾委員 ただいま高津委員は平和教育、平和運動ですか、こういうことに對して発言をされたわけですが、私は高津君とは個人的には非常に親しい知合いでございます。その社会主義運動に大いに挺身されたところの過去及び現在に照らしても、いわゆる平和教育といふものはその内容は何であるかといふことは、あなた御自身が一番よく御

存じのほうであつて、あなたのおつしやるところの平和運動、平和教育といふものは、高津さん御自身ではそういう気持はあるいは現在に持つておられないけれども、いわゆる平和教育なるものは、われわれ反対側の人たちの言う平和教育といふのは、それは一つの革命を成就しなければ達成し得ないところのプロレタリア・デモクラシーの確立に基づく平和である、こういううまいに私は解釈するので、私はその点を非常に心配しておる。高津委員は現在に共産主義者でもなければ、共産黨員でもないと思ひます。従いまして連年の今主張しておるプロレタリア・デモクラシー、暴力革命あるいは労働者独裁ということについては、高津君自身は反対の立場をとつておられると思ひけれども、言われることは、その平和教育の内容といふものは、今の革命成就の後に招来されるであろうところの平和を言つておられると思う。それでそういうことであらう平和運動、平和教育に対しては、私どもの立場としてこれは断固として押さなければならぬ、こう私も思はれておりますが、その点についての御所見をお伺いしたい。

○大達國務大臣 私には竹尾君の御説明を伺ひまして、非常に啓蒙されたのであります。私はそこまでは研究しておりません。しかしそれはともかくといひまして、山口県日記等に現れたいわゆる平和教育の内容といふものは、日本の教育基本法八条の二項で、それに抵触する点が非常に多い。これに抵触するものである、こういうふうには私は考えます。

○辻委員長 坂田君。
○坂田(道)委員 ちよつと簡単に御尋ねしたいのですが、ただいまの平和教育の内容の問題であります。日教組がその最高方針として定めておる中で、安保条約を廢棄しなければ、われわれの言う平和教育は達成しない、こういう一つの考え方から、やはり山口県日記におきまして、親ソ反米といふような教材になつて現れて来ておると私は思ふのでございますが、その平和教育の内容といふものが、安保条約を破棄しなければ平和は達成せられないのだ。それを教えないければならぬ、という平和教育といふものは、明らかに教育基本法第八條第二項に抵触するものだと考えるのであります。はつきりした御答弁をお願いしたい。

○大達國務大臣 私もこれは一つの事柄だけで抵触するせぬといふことを認定するといふことは危険な場合もあると思ひますが、ただいまのお話のような場合は、私は少くとも八条の二項にいうところの政治教育の中立性には抵触するものであると思ひます。

○坂田(道)委員 日教組がそういう最高方針をきめて平和教育を全国津々浦々に、あの膨大な組織を通じて、そうして先ほど大臣が御答弁になりましたようにきわめて巧妙に計画的に組織的にやつた場合は、たとい一つ山口県の日記のようないことが起りました、今後さらにそういう一つの片寄つた特定政党を支持する素地を与えるような教材といふものが、全国に蔓延するおそれがあると思ひますが、そういう意味から大臣は今度の法案を出されたと思ひますが、その点を明確に御答弁願ひます。

○大達國務大臣 ただいま御質問になつた通りでありまして、これは前にも御説明を申し上げたつもりでございます。が、現在においては山口県の日記だけではございません。いろいろな地域における学校教育の面において政治的の中立性が破壊される。少くともこれが非常におびやかされておる。こういう事實の認識に立つて、そうして中立を確保するためにこの法律案の御審議を願つておる次第であります。

○山崎(始)委員 午前中からいろいろ私聞いておつたのでありますが、教育の中立性確保に關する二法案の審議にあつて、自由党の皆さん方から出て来ます発言の内容といふものが、しよばなから日教組を攻撃するところへ重点を持つて来ていらつしやるようになつて來たのであります。日教組すなわち赤だ。そうして山口県の日記事件その他いろいろな中立性の維持を阻害するやうなことがあるのだから、この法律案を出すのだといふふうな印象を國民大衆へ持つて行つて植へつける、こういうやうな気持ちから一貫した論戦を展開されておるやうに思はれるのであります。ところが私にはこれからの法律案の本格的な審議に入りたいのであります。午前中の喜多委員のお話のごとく、私たちが本格的な審議に入ります上において、教育の中立性に対する一つの定義と申しますか、こういう問題は徹底的に究明されなければならぬ問題なのであります。ところが最初私が申し上げましたように、今朝からの論戦、また大臣の答弁を聞いておりますと、この法案を出す理論的な根拠といふものは、教育の中立性をかく／＼しかじ

かに阻害をしておるといふ山口県その他いろいろの事例をお持ちだから、私は出されておるのじやないかと思ふ。あるいはまたこういうふうな事例から見ても、今日の義務教育は中立性が侵されてつある。あるいは侵されるおそれがあるといふお考え方から私は出されておるのじやないかと思ふのであります。ところが朝から聞いておりますと、喜多委員もお話になつたのであります。文部大臣は、この法律案を、日教組を抑えるために出すのか、赤を抑えるために出すのか、それともまたその他の選挙運動、いわゆる今のままに放任しておくと、社会党の左派やその他の社会主義の政党ばかりが太るから、ひつくるめてこの法律案を出すといふ御意思なのか、こういう点がさつぱり私にはわからないのであります。そうして午前中からの自由党の皆さん方の発言を聞いておりますと、文部大臣と云ふ／＼よく三昧線が合う。八百長質問と見れば見える。結局國民全体に、ごく一部の日教組は赤なら赤だといふ印象を植へつけて、もつてこの法律案を正当化しようといふ理論、思想である、こういう印象を私は受けるのであります。まじめな議員また良識のある者が聞いておりますと、こういう一つの論理といふものは、論理学上でいういわゆる論旨仮託の誤謬といふ実にくだらないことを言つておるとしか思はない。そういう点から、私はあなたがこの両法案を出される以上は、先ほど申しましたように、かくかくしか／＼の教育の中立性を阻害しておる事例があるのだ。先ほど来聞いておりますと、まだとつてあるのだといふやうな言葉が自由党の諸君から出て

おりますが、爾後のこの審議を進める上において、もしまだおありならば、この法案を提案なさる理論的根拠としての山口県の問題あるいは滋賀県の問題、そのほか聞くところによると、自由党の政調会あるいは文部省が錦やたいこで探されて二十から三十ほどデーターがあるというのを聞いておりますので、それをはつきりと出していただきたい。そして出して、かく／＼かじかでもつて教育の中立性を阻害しておるじやないかと言われなければ、まじめに審議しようと思つておるわれわれにはわからない。同時に国民全体もわからないのであります。先ほどから議論を聞いておりますと、作文のように愚にもつかないことをもつて日教組自体は赤だとは言わないが、赤であるかのごとき印象を与えて、この法律案の本旨をごまかそう、こういうふうな議論を展開されておるように思うのであります。私たちは明後日からの本格的な審議には、ぜひ懸すところなく、まだとつてあるのだという資料をぜひ出していただかなければ、本格的な審議に入れないのではないか。教育の中立性の維持という問題に関連して、ぜひ要求しておきたいと思うのであります。

○大隈国務大臣 この法律案を提出するのが、教育の中立性を維持するという目的のためであるのか、あるいは日教組を共産党であるということを言いふらすためであるのか、あるいは日教組を対象として、これを押えるか、ためであるのか、どれが本旨であるかわからないという御趣旨でありました。これはつい先ほどの坂田委員の御質問に対して、今日日本の各地にわた

でもらいたい。この点は山崎委員の説に同感です。あなたの方でもあるものなら早く出してほしい。これは委員諸君、委員長にも申し上げたいが、それを土台にして審議しなければ、いつまでたつても日教組の実体は……で、こんなふうな群衆像を評するようなことをしておると、今日の国会がいかに国民から批判されるか、これは私は最も大きな遺憾事だと思ひます。よつて私は山崎委員のしり馬に乗つて、あなたから不当な勢力の不当とはいかなることを意味するか、外部とはどこかについてもう一ぺん聞こうと思う。この法案のほんとうの審議に入るために、委員長、私は私の名前が出ましたから、議事進行にかりてこれだけ注文をつけておきます。

○大達國務大臣 教育の中立性が犯されている実例、私どもの方で調べました実例につきましてはそれを示すように、資料として出すようにということであれば、まとめましてお手元の方に出すようにいたします。(いつまでにと呼ぶ者あり)なるべく早く出しなす。(何曜日にと呼ぶ者あり)これについては日教組の方にもおありになると思ひます。これは問題の中心でありましょう。私の方でこれを懸しておいてこの法律を通そうという気は毛頭ないのです。決して資料を出ししつたとかなんとかというのではない。きょう初めて本格的な委員会ということ、資料の要求があれば決してそれをいなむものでありません。その点決して資料を出さないというつもりはないのですから、この点誤解のないように……。

○原田委員 今資料を出せというお話がありますけれども、喜多さんのお話を聞いておつて、なるほどよくつが通つていようでは私を通つておらぬと思ひます。山口県一個の問題でこんな法律を出す必要はないのです。この山口県の事件がどこから出て来たかということを含めて行つたらそれだけでいいのだ。この山口県の日記の問題で社会党の左派の諸君と私は一緒に立会演説をして、これは悪いと言ふのだ。この悪いというものを、宇治山田の日教組の大会でいいと言つていっているのか。そうして抗議文を出しているのです。何が資料だ、これだけではつきりしているじやないか、これだけでけつこうです。

○竹尾委員 山崎委員の質問に関連することになりましようが、われわれはなぜこういう法案を出さなければならなかつたかというその一点は、何と申してもわれわれが当然排撃しなければならぬ非合法的な活動が、日教組を通じて行われておる。こういう点を私は非常に心配するのです。昨年の十二月の某日に日教組の本部から出された実行指導方針書というものがあつたが、その中を見まして、われわれのこの行動は合法的でない、違法的ではないとはつきりうたわれておる。それにもかからず固執なちやならぬというふうな文句があらますけれども、こういうことが組合の内部で行われているというところについて、私も非常に憂えておる。ここにおられる高津君は——また問題に出しますが、こういうかつての輝やかしき共産党の運動者ですらも、非合法を排撃しておる。ソーシヤル・デモクラ

ツトとして十分活躍をしており、暴力を否定しております。(高津委員)三十年前のことだよと何年前のことだつて、あなたはソーシヤル・デモクラツトなんだ、暴力を否定し、議会主義を肯定しております。そういうふうな方々がおられるにかかわらず、その日教組の方針書なるものを見ると、まったく共産党に指導されておるところの非合法運動がこゝで行われておる。繰返すようですが、こういう点を私もは心配しておるのである。しかもこの方針書の中には、非合法運動をやつても制裁は大したことではないのだ、地公法の第三十七条の一項で、争議、怠業行為の禁止事項がありますが、第二十九条には懲戒規定がある。懲戒規定くらしいものであるから心配しないであらう、こういうように、これこそ教唆、扇動、激励しておるのです。そういうことがけしからぬのであつて、これは地公法の第三十七条と六十一條によれば、相当重い刑罰を加えなければならぬ。それを言つてなくて、大したことではないからやれと言ふ。そういうところがおが国の教育界のために非常に心配であるから、こういう法案を出さなかつたのだと思ふ。そこで大臣もいろいろおつしやられますが、はつきりした調査を要求しておりますから、これが悪いのだということをはつきりおつしやられてもさしつかえないと私は思ふのだけれども、もう一度御所見を伺つてもけっこうでございます。

○大達國務大臣 私は別に特にあいまいなことを申し上げておるつもりではないのであります。ただ私どものところにある資料と申しまして、これは

非常にたくさんあります。でありますからこれを一々ここで読み上げていただくと思つておつたのでありまして、決してそこをいかにけんにはつきりさせないでおくというつもりではないのであります。たとえば山口県の一……また山口県かとおつしやるかも知れぬが、山口県の記事を見ましても、「ソ連」というのは、これは会議によつてきめるといふことであります。社会主義というのは労働者と農民の幸福を第一とする主義なのです。工場を持つて自己の資本家が安んずる労働者を使つて自分ふところを肥やしたり、安い米の値段にして農民を苦しめたりしている資本主義とは反対です。こういう文句を書いてある。まだあと先あります。が、アメリカや日本の資本主義国とどが違ふか、つまりソ連のような国とどつちがよいかを調べてみてください、こういうようなことがある。これは一つであります。これだけではありません。この場合ソ連という国を説明して、子供の頭に、ソ連はよい国だという印象をまず植えつけて、そうして一方的な立場から社会主義は労働者と農民の幸福を第一とする主義であり、それから資本主義は、資本家が労働者を使つて自分のところを肥やし、米の値段を安くして農民を苦しめたりする主義だ、こういうふうにして、一方の論理のよしあしは別として、一方的な立場からこれを言つて、そうしてこゝういふ資本主義の日本やアメリカとソ連とはどつちがよいか調べてみてくださいと言つておる。こういうことは私は著しく一方に偏したものだと思ひます。これはまだほかにもたくさんあります。しかも他の学校におきまして、

こゝういふことはたくさんありますからこゝで一々申し上げるわけには行きませんから、これは資料として大体のものをお手元に出すようにいたします。午前中にも話が出ましたが、北海道のような場合にしましても、共産党でなければ国民の味方にはならないのである、あるいは徳田氏、野坂氏でなければ日本を救済することはできないのだ、お前の父親は共産党でつばなもので、お前は共産党でないと言つてなぐりつけた、こういうようなものは幾らでもあります。決してこれを隠してとつておきにして、いいかげんなことを言ふという気持はございません。

○高津委員 それらの資料は一日も早く出されんことを要求いたします。それから北海道の一人の教員が、野坂や徳田でなければ日本は救われないとかいうようなことを言つたとか、それは五十万人の中のたつた一人なんですよ。(日教組の大会でやつておるじやないかと呼ぶ者あり)なぐりつたりしたことではないですよ。それでその詳細な資料をいただきたい。山口県の記事は、あれは教材として教えたものではなしに、参考資料として与えたものであつた。(ノーノー)「注意して読んでください」と書いてある」と呼び、その他発言する者多し)これは日記の端の方に書いてあることであつて、これらの問題はまたいづれあらためて十分論議します。だから詳細な資料を一日も早く出してもらいたい、それによつてわれわれは議論を進めます。

○辻委員長 小林信二君。○小林(信)委員 私に発言を許すのはどういふのか知りませんが、これは関連の關係ですか。

○辻委員長 御通告の質問でござい
す。

○小林(信)委員 それでは一つだけ質
問いたしますが、今のように非常に紛
糾する原因は、これは提案の仕方とか
なにかということではなくて、文部省
の方でも問題をはずきりわきまえてお
らぬからじゃないかと思えます。まし
てこれを応援する自由党諸君も思想統
一がされておらないから、いろ／＼委
員の方から質問するのに疑惑が生じ
て来るのです。というのは、政治的中
立性を確保する法律とそれから公務員
の特例法とこの二つがいつでもごつち
やになるんですよ。何ゆえに教員の政
治活動を禁止するかと言うと、日教組
を持つて来る。これはいわゆる政治的
中立性を確保する方に問題がある。そ
うして個々の教員の政治活動を何ゆえ
に禁止するかと聞くと、こういう事例
があるとか何とか言っておるが、特
例法を一部改正をして国家公務員の形
にするということが問題なんです。こ
ういう点をやはり大臣区別して答弁し
ておるのかどうか疑わしいのですが、
いかがですか。

○大達國務大臣 私は提案者でありま
すから、その点ははっきり区別してや
つておるつもりであります。

○小林(信)委員 であれば、これは喜
多委員の言われるのはごもつともなん
で、たまたま日教組々々だけに問題
が集中するのですが、何ゆえ教員の政
治活動を禁止するかという場合に、特
例法の……(発言する者多く、聴取不
能)そういう点でもつて、大臣の方で
も十分気をつけなければいかなと思
うのです。時間がないししますから、私
はきようはこれで終ります。

○辻委員長 角度をかえて御質問を願
った方が、審議の公平を期せると思
いますからどうぞ。

○小林(信)委員 けっこうです。

○辻委員長 やはり慎重に審議をしな
ければなりませんから、もう少し御勉
強をいただきたいと思えます。――小
林君に申し上げますが、あなたの御質
問はいつも押し詰まりまして……。

(発言する者多し)

○辻委員長 お静かに願います。――
静粛に願います。小林君。

(発言する者多し)

○辻委員長 お静かに願います。小林
君、あなたはいつもあとまわしになり
まして、発言の機会がないと思ひ、お
気の毒に存じましたから、本日はぜひ
おやり願いたいと思つて……。

○小林(信)委員 混乱しておりますか
ら……。

○辻委員長 静粛にいたします。お静
かに願います。あなたは私の方から発
言の機会をお与えいたしましたがおや
りにならない……。

○小林(信)委員 はあ。

○辻委員長 本日はこれにて散会いた
します。

午後五時二分散会

昭和二十九年三月五日印刷

昭和二十九年三月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局